

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機の設計及び工事の計画の届出（原子炉冷却系統施設の主要弁・主配管の取替工事））【4】」
2. 日時：①令和4年6月21日 13時35分～15時20分  
②令和4年6月21日 17時00分～18時35分
3. 場所：①原子力規制庁 8階北会議室（一部TV会議システムを利用）  
②原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部 設備保全グループリーダー※ 他5名※

#### 5. 自動文字起こし結果

①については別紙1、②については別紙2のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

#### 6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事（届出コメントリスト）
- ・資料2 伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事に係る設計及び工事計画の認可申請／届出の概要について
- ・資料3 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画届出書補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、原子炉規制庁の畠山です。これより、九州、失礼しました。四国電力、伊方発電所 3 号機の設計及び工事計画届け出のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:12	本日は関企画調査官、衛藤スズキ主任審査官、畠山の三名で出席しております。
0:00:18	本日はいただいております九州、四国電力からの資料に基づいて、ヒアリングを進めたいと考えております。特段、四国電力から説明が抜ける特段説明すべき事項がなければ、
0:00:30	ヒアリングは質問事項から移りたいと思いますが、四国電力は、進め方について何かコメント等ございますでしょうか。
0:00:40	はい四国電力本店でございます特にコメントございません。
0:00:44	はい、では、こちらからの質問に移りたいと思います。
0:00:49	いただいておりますコメントリストに基づいてまずは確認を進めたいと思います。
0:00:58	お手元の確認事項、コメントリストのナンバー7、
0:01:03	補足説明資料でいうと 10 ページからですね、こちらをまず、お手元にご用意いただければと思います。
0:01:20	はい。続けさせていただきます。
0:01:25	前回のヒアリングの中で、加圧器逃がし弁の下流側の形状について、流量に影響がないことというところで、都市四国電力の方から資料に基づいて、
0:01:37	ご説明いただいているものかと思っております。その資料の中で、
0:01:42	ちょっとお待ちください。
0:01:57	じゃ、少々お待ちください。
0:02:27	あ、失礼しました。
0:02:28	資料のところ、今回、四国電力の方から札の変更がないことから、加圧器逃し弁の流量に影響がないということのご回答いただいておりますけども、
0:02:38	この流量に影響がないことというのは差圧だけを確認するものなのでしようかちょっとその事実確認をさせてくださいその内部の流れとかよどみとかそういったところの観点で、
0:02:49	何が流量の決定因子になってるのかというところでちょっとご確認させていただければと思っております。
0:03:00	中国電力の木村です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:02	加圧器逃し弁の流流量につきましては、
0:03:08	弁体、及びその周辺部の流路の形状というところに影響を受けるというところと、あと、弁前後の差圧。
0:03:17	に影響を受けるというところになりますけれども、今回の取替え前後で、
0:03:24	辨野配管との取り合い部については、継承の変更がありますけれども、
0:03:29	全体及びその周辺部の流路形状というところに変更はなく、SERPの変更もありませんので、流量に対する影響はないという、いうところを記載させていただいております。
0:03:54	原子炉規制庁、畠山です。ちょっと少々お待ちください。
0:03:59	計画にしなきゃいけないの。
0:04:02	流路バーどう説明されているかの中で確認しなきゃいけないのが、
0:04:08	ないのがいい。
0:04:11	その流量の決定因子。
0:04:14	手前、さっきおっしゃってたと思うんですけど、
0:04:16	その中で、
0:04:18	さあⅡの変更がないことを形状に変更がないこと、ほかにスズキさんご懸念されたのって、魚道見るからどうのこうのとおっしゃったと思うんですよ言って、その
0:04:29	この二つで包絡されるんですけど。ちょっとお願いします。
0:04:34	規制庁鈴木です。
0:04:38	弁前後の差圧の変更がないっていうところなんですけれども、
0:04:45	この逃し弁ってというのは、サー通で流量が発生するものなのか。
0:04:53	連帯便座の、間の流路に対して、
0:04:59	そこで発生する臨界流で決定するものなのかどちらのタイプなんでしょうか。
0:05:23	四国電力の木村です。
0:05:25	この加圧器逃し弁についてはその上流側が加圧器になってまして加圧器A-A等逃し弁の借り入れについては、
0:05:33	加圧器逃しタンクの方に接続されておりますけれどもその
0:05:38	前後の差圧。
0:05:41	のいうところで、AII、流量が決まってくるというところになります今回の取りかえではそちらについては変更がありませんので、流用にも対しての変更がないというところでございます。
0:05:54	差圧で決まるということですね。
0:06:00	発、で決まるというところでは、ご理解、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:03	問題でもありません。
0:06:05	はい。サースで決まるということで、
0:06:09	考えた場合に、11 ページに、新しく弁を製作するときの流路内、
0:06:18	流路形状が、
0:06:20	赤線で書かれておりますけれども、
0:06:24	非常に話を単純化するのであれば、
0:06:29	弁。
0:06:32	の出口側の形状、外観形状を、
0:06:37	変えたとしても、
0:06:39	内部の流路の形状を変えないように、
0:06:42	製作すればいいような気がするんですが、
0:06:46	今回は、辨野出口側の外観を若干伸ばすと。
0:06:53	ということで伸ばした分だけ、
0:06:57	スロ等の、
0:06:59	角度長さは変えないけど、
0:07:02	することに繋がるまでのところを、新たな形状として、
0:07:06	加工するというふうになってるんですけど、わざわざこういうふうに加 工する理由っていうのは何なんでしょう。
0:07:31	9 電力のキムラです。
0:07:34	こちらにつきましては配管との取り合い部の形状を、
0:07:40	取りかえ前後で同じにするというところで、
0:07:45	そのテーパのところは、変更なし。
0:07:49	そのペーパーの角度っていうのをたまたま、配管の取合部を延長する と。
0:07:57	いうところ。
0:07:59	今のような形状になっていると考えてます。
0:08:02	ちょスズキそれは、
0:08:04	共同
0:08:06	という観点で、
0:08:08	連帯そのものの強度を、
0:08:12	伸ばしたとしてもそんなに落としたいということで、
0:08:17	こういう形状の加工をしようとしてんのかそれとも何か溶接上の何かし らの制約があって、
0:08:25	この弁側の開先はこういう形状にしといた方がいいというものがあるって、
0:08:32	こういう加工をする、どちらなんでしょう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:43	色電力のキムラです。後者で認識しております配管と、
0:08:50	と接続するところの形状っていうのを変更させないように、
0:08:55	一応したのが現状の形状かと考えております。
0:09:01	規制庁杉です。その場合は溶接の設計として、何かしらこういう、
0:09:08	その弁側の開先の形状っていうのを、変更前となるべく相似にし、
0:09:15	つしなきゃいけない理由ってあるんですか。
0:09:28	非常に素朴な疑問なんですけど、
0:09:32	辨野出口側の形状を若干伸ばしたとしても、流路の内部の流路の形状 って、
0:09:40	そのまま伸ばした分だけっていうところは、単純に、
0:09:45	内部の流路は配管の流路と同じ形状で囲うす。
0:09:50	して駄目なのかなって思っちゃったんですけども、
0:10:02	四国電力の木村です。江藤、弁メーカーのその製作っていうところの、
0:10:09	もう踏まえて、現状の形状の方が政策性も、
0:10:14	いいというところで、現状の形状になっているものと思い、と考えますけ れども、
0:10:24	細かいところの理由については弁メーカーにも確認が必要になってくる かと思います。
0:10:30	規制庁スズキその辺は、
0:10:33	四国電力が、その辺の内部流路の形状を、
0:10:38	否定するのではなくって、外観として、
0:10:43	移管とつなげるところまでの寸法を指定して、
0:10:48	弁メーカーからここはこのバス分だけこういうふうな赤字のような、
0:10:55	加工にしますという、
0:10:59	そういうやりとりがあって決まっているということなんですか。
0:11:17	四国電力の木村です。
0:11:19	当社とは弁メーカーが直接やりとりをするというところはございません で、
0:11:26	当社とは、今今回の工事、
0:11:30	につきましては、三菱重工業に発注しておりますけれども、
0:11:35	三菱重工が今回の配管、
0:11:40	及び弁の取りかえに対して設計を行うにあたって、
0:11:46	加圧器逃し弁の下流側の配管を、に、
0:11:51	のところで切断をして取替え弁の取りかえを行った方が施工性という観 点からも良いというところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:01	辨野メーカーに対してもそのような要求をして現状の形状になっているというふうに考えています。
0:12:09	その上で、そういう流路内形状の変更を、
0:12:16	若干だですけど流路内の形状を変更したとしても、
0:12:21	要求されている弁容量に対して影響はないということも、その発注先側から、
0:12:29	確認結果として上がってきてるとそういうことですね。
0:12:43	色電力のキムラです。
0:12:44	今取りかえ前後で、
0:12:45	加圧器逃し弁の機能に対しては当然影響がないように、
0:12:50	というところを要求してその上で現状のこの衛藤
0:12:54	設計としてでき上がってきているということですので、
0:13:00	衛藤なんで影響がないということを確認し、した上でこの形状となっているということになろうかと思えます。はい。規制庁鈴木です。理解しました。
0:13:10	そうであるから、
0:13:13	ペーンを、
0:13:16	若干流路内形状を変更して取りかえたとしても、
0:13:21	性能に影響することはないということが確認済みであるので、
0:13:27	ここについては、単なる取りかえとして、届け出の手続きしたというそういうか、
0:13:34	判断がなされたということですね。
0:13:39	分式の通りです。
0:13:41	規制庁鈴木です理解しました。ここについては以上です。
0:13:49	原子力規制庁の畠山です。では次の確認事項に移りたいと思います。
0:13:55	ナンバー15の関係で確認をさせていただきます。
0:14:02	これは補足説明資料の54ページのところでちょっとお示しをいただきましたが、この54ページのところで、
0:14:10	えっと、
0:14:11	エレベーション等はちょっと述べませんけれども、ここに、
0:14:17	んだっけな。うん。
0:14:19	と。
0:14:21	サポートが、申請範囲の外の場所で、
0:14:27	ブロック1という範囲の中ではございますけれども、変更している部分が54ページの中であるかと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:35	この取り付け位置を変更する理由、これは届け出範囲の配管の
0:14:40	外だと思えますけども、この理由をちょっと事実関係、説明いただけますでしょうか。
0:15:13	四国電力の儀間です。所長お時間いただけますでしょうか。
0:15:16	はい、承知しました。
0:15:23	いえ、タイプが変更されてない。
0:15:25	確認してもらってもいい。
0:15:28	大丈夫というのは、砂場 23 ページの、
0:15:34	須永%。
0:15:36	同スプリングハンガーのタイプはもともと、
0:15:40	場所は若干違ったとしても、同じタイプだったんですか。
0:15:45	一部分合わせて、
0:15:47	今確認しましてから一緒に確認してもらった。
0:15:51	原子力規制庁の畠山です。併せて確認をお願いしたい部分があるのでちょっとこのままもう一つ申し上げますが、
0:15:59	前のページの 53 ページのところで、サポート類取りかえとおっしゃっている部分が、
0:16:07	合計で 4 ヶ所あるかと思えます。
0:16:10	このサポート等についても、サポートの位置は変更するけれども、サポート自身、サポート、
0:16:19	自体は
0:16:22	何か変更がない、
0:16:24	扱ってるサポート自体には変更がないということなのか、或いはそのサポート自身も、変更しているのかちょっとどちらなのか事実関係をご説明いただければと思います。
0:16:59	四国電力の村上でございます。今回サポート位置、寸法は割愛させていただきますが微妙に変更をさせていただいております。
0:17:11	こちらにつきましては、基本的には、もともとのモデルというのが、建設工認で申請をさせていただいていたモデルでございましてそれを、
0:17:26	既工認でも使っておる、設計ベースのモデルでございました。今回は、工事に伴いまして、アズビルト調査を実施してございます。このアズビルト調査に、
0:17:40	基づいて建設時の施工誤差の範囲内ではございますが、微妙に寸法が違っております施工性の観点から、実際、現状ここに取りついている寸法でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:54	ですので、
0:17:57	実物自体、現状取りついているものとの比較という観点で言えば、変更はない範囲でございます。ただ、施工性の観点から若干実際の取りつけ位置が、
0:18:10	アズビルトでここだけの寸法が違ってる状態でございますので、今回工事に合わせて調査した結果をモデルに反映したという趣旨でございます。
0:18:25	1 は、話し合い、
0:18:30	原子力規制庁の畠山です。
0:18:34	今のご説明等は承知いたしました。
0:18:37	そう。今のご説明の趣旨を勘案すると、サポートのタイプの変更はないということでしょうか。
0:18:46	54 ページ 53 ページをあわせてご確認いただければと。
0:18:54	四国電力の村上でございます。サポートの計上この凡例で示してるものに対しては、変更がなかったと、なかったと思い、思います。はい。
0:19:08	原子力規制庁ハタケヤマです。あともう1点、アズビルドとおっしゃってたのはこの54ページのサポートのみですか、それとも53ページも含めておっしゃってましたでしょうか。53ページは取りかえる範囲ということでしょうかちょっと確認をお願いします
0:19:22	四国電力四国電力の村上でございます 53 ページ 54 ページとも、アズビルト、現状取りついているところ、
0:19:31	の2、
0:19:33	という理解でございます。
0:19:40	規制庁スズキです。今の説明は理解しました。
0:19:44	そうすると、せや建設時に、設計として定めた、
0:19:54	サポート位置は、若干実情とはずれはあったとしても、
0:19:59	配管の全体的な、地震が入った時の揺れ方はそれほど
0:20:05	違いはないはずで、そうすると、
0:20:08	最大応力が発生する位置も、今回の解析も、これまでの解析も、それほど大きな違いはない。
0:20:19	とっていいですか。
0:20:24	はい。四国電力の村上でございますご認識の通りでございます。
0:20:30	はい規制庁スズキです。そうすると、
0:20:33	今夏は、また、詳細な評価を、その最大応力が発生するポイントにおいては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:20:42	詳細評価をしていますけれどもその詳細評価をしている状況も、
0:20:51	取りかえ前の解析と、今回取りかえ後の解析っていうので、その詳細評価をやる、やってるやっていないっていう部分は同じですか。
0:21:04	四国電力の村上でございます。同様に詳細評価をやってございます。規制庁鈴木です。理解しました。
0:21:12	ここについては以上。橋場です。はい。
0:21:18	では次の確認事項に移りたいと思います。いただいておりますと面取りとNo.16、補足説明資料で言うところの13ページをお願いいたします。
0:21:40	冊数、F316と厚めのSA182、F3局の同等性について、四国電力の方から、
0:21:48	同等である旨の説明をいただいているところでございますが、ちょっとまず申し上げたいところ、1点、材料規格2012をもとにご説明いただいておりますが、
0:21:59	四国電力今回、適用させております。
0:22:03	届け出の中で、うん。
0:22:06	材料規格日、適用範囲の外だと思えますけども、
0:22:10	今回届け出されているのは、設計建設規格20052007年版適用と認識しております。ですとその20052007年版での、
0:22:20	ご説明をいただきたいものなんですけども、
0:22:23	これはちょっと材料一つに用いられた。
0:22:26	理由とかはありますか。
0:22:32	直電力の木村です。設計建設規格の20052007を適用しておりますのは、今回取りかえ後のサスF316を用いると。
0:22:44	いうところで設計建設規格に基づいた設計としますと、
0:22:49	いうところで適用規格を記載しております、
0:22:55	今回は、ですので取りかえ前ではなくて取りかえ後の体に対する設計としては、設計建設規格20052007で設計をしておりますのでそのように記載していると。
0:23:06	今回の説明におきましては、その取替前と取りかえ後の材料の衛藤。
0:23:14	同等性の説明というところで、こちらにつきましては、技術基準で引用されております、材料規格の2012年版、
0:23:23	の中で相当材として扱われていると。こちらが規則の開始技術基準の解釈の中でも、
0:23:33	引用されているというところでございますので、
0:23:38	2012、材料規格の2012を用い、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:43	で説明しているのはあくまでこの同等性の説明というところ。
0:23:47	この企画を、
0:23:49	記載してございます。
0:23:53	原子力規制庁の畠山です。江藤。
0:23:56	まず設計建設規格、材料規格、今、両方述べられていただいたと思いますけども、今回その同等であることの説明を用いるにあたって、
0:24:08	集めれ、
0:24:09	こちらとしても確認したいのは、
0:24:11	厚めの規格、材料を使った場合においても、JISの材料を使った場合においても、
0:24:19	例えば設計建設規格で用いる
0:24:22	設計応力強さであったり、設計降伏点というものに変更がなく、7 材料も同等以上といえる状況で、
0:24:33	設計建設規格にも用いる強度計算、
0:24:36	見たときに、同じような結果が出るということであれば同等だといえるかと思えますけども、今回適用されない材料規格 2012 年版ご説明された場合において、じゃあそれが、
0:24:48	強度評価において同等だと説明できるのかっていうと、それはちょっとノ一だと思っております。ですので、設計建設規格 20052007 年版を用いてご説明をいただきたいのですけども、
0:25:00	これはその設計建設規格で今ご説明は可能でしょうか。
0:25:08	四国電力のキムラズ町長お時間いただいてもよろしいでしょうか。
0:25:12	はい。お願いいたします。
0:25:14	単純に設計建設規格をプレス買ってきて、
0:25:18	どうですかという中身明確な、
0:25:21	何かビジョンがね。
0:25:22	ですね。
0:25:23	で、
0:25:28	材料面と、
0:25:30	それとも確認が 1、
0:25:33	何か、住友比較表が、材料規格あるんです。
0:25:37	こっちやってないんで数字はないっていう、はい。
0:25:40	だから、多分彼らも、
0:25:43	それをやったから、直接的じゃないからっていう。
0:25:48	だと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:50	そのときにどう業務のかっていうのはちょっと、
0:25:52	でもさっき言ったさ、相当の、
0:25:56	何だっけ。
0:25:57	土井場同等以上の機械強度を有するってところは単純に集めずは、
0:26:05	これだけですってこう書いてあるじゃん。
0:26:07	13 ページに、
0:26:09	これはそもそも、氏名なりASTMなりで、
0:26:13	定められている数字で、
0:26:16	そんなのは別に、材料規格のNGワンなんか見なくたっていいんでしょう。
0:26:22	そう。だから単純にこの規格自体がさ、
0:26:25	集めとさ、字数の数字を企画して、同等以上の機械的強度を、
0:26:32	持っているって言えば、同等の仕様の材料を使用していると。
0:26:38	指定変更の更新が該当しないというふうに、
0:26:42	判断するというふうに説明されればいいんじゃないですかって。
0:26:47	それだけなんじゃない。そう思って見てもらえんですね。関係ない。うん。
0:26:53	NCはんだろうがNGワードだっけ。うん。いや、私もできようかと思うんですけど、はちょっと追いついてないかもしれない。
0:27:01	あと、
0:27:03	だって導通大学の代表の人だけでいいじゃん。
0:27:07	それを適用基準使ってなきゃいけない要素がない。
0:27:10	うん。
0:27:21	規制庁鈴木です。若干補足で聞きたいので、先に言っときます。
0:27:28	今、ハタケヤマから、
0:27:33	進め材と実在の、
0:27:37	がどういう位置関係にあるかというのは、材料規格 2012 で、
0:27:45	四国電力が説明されているけど、素行は、
0:27:50	設計建設規格NCWANの方で、
0:27:53	説明されなければならないんじゃないですかっていう巻き方はしたんですけれども、
0:27:59	単純に、
0:28:00	設工認の手続きガイドの中で、
0:28:04	変更の工事に該当しないという基準は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:08	同等の仕様の材料を使用するということだと思いますので、
0:28:13	同等。
0:28:16	明日集め材。
0:28:19	よりと同等以上の
0:28:22	機械強度を持っている材料を、実在から選んできましたっていう。
0:28:28	話と、化学的性質っていうところも当然、
0:28:32	あると思うんですけども、そういったところも、同等以上のものを持ってきていますっていうことを、
0:28:38	言えればいいだけなんじゃないんでしょうか。
0:28:42	わざわざ何か
0:28:44	材料規格を持ち出さないと説明ができないのかっていうところもあわせて説明をしていただきました。
0:28:58	よし、行きました、公開しました。
0:29:01	少々お待ちください。
0:29:02	はい。
0:29:06	一度規制庁ハタケヤマでしようしました。
0:29:13	ちょっと頭整理先生も
0:29:15	言葉だけかな呼称変更っていうところが、何か頭書きやったので、
0:29:22	設工認ガイドは、ちょっとそこが引っかかる。
0:29:25	ぐらいなんすけども、その趣旨を捉えれば、十七条の基準から言えば、うん。
0:29:30	機械的強度学的、
0:29:33	随分、核的性質なのかな。
0:29:36	その辺が、
0:29:41	同等以上であれば、
0:29:44	いいんじゃないですか。
0:29:45	まあ、あくまでガイドは例示として呼称変更日上げてるけども、基準の趣旨を踏まえれば、
0:29:54	科学的性質とかが同等であるっていうこと。
0:29:58	をもって届け出るってことはいえるんじゃないかっていうことが、結局してるわけじゃなくて、要件として、
0:30:05	うん。
0:30:06	簡単に言うと、そうすると 2012 年も説明したつんですかね。だからそれはこう書いてあってその中身は 2012 は別にさ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:17	同等の同等以上の機械的強度だとか化学的性質を持っている者の退避と書いてないじゃん。はい。
0:30:25	うん。
0:30:26	何近い。
0:30:28	規格上近いものはこのぐらいですよって言うふうに並べたって言うだけですよ。
0:30:33	だから保証してるわけじゃないよね。そう。
0:30:37	四国電力の木村です。
0:30:40	プラス 1 弁の材料に対する
0:30:46	はい。
0:30:47	ええ。
0:30:49	要求としましては、
0:30:52	設計建設規格の 20052007 の VVB の 2110 の中で、
0:31:00	一般要求というところに、
0:31:10	ちょっと下ある程度割愛しますけども付録材料図表 Part1 のクラス 1 分の欄に示す材料の規定。
0:31:18	に適合するもの、またはこれと同等以上の化学的成分及び機械的強度を有する者。
0:31:27	ものとする、というような衛藤材料に対する要求が規定されております。
0:31:37	印象でこちらを踏まえて同等以上というところで、今回は
0:31:47	間詰材に対する同等以上の
0:31:53	性質を持った JISG の SA さんに一応の組成 F の 316 を使用したということになりますので、
0:32:05	設計建設規格の 2000、
0:32:07	2007 の要求に従って、ロット以上のものを選定して、佐瀬さん 16 を選定したというところでございます。
0:32:20	原子炉規制庁 島山です。申し訳ございません。先ほど申し上げました V VsB ですか、C ですか。ちょっとこの規格の番号をもう一度お願いします。
0:32:30	はい。VVB の 2110 になります。
0:32:40	パートワン。
0:32:50	一本、
0:32:53	フロック材料はあとは、
0:32:58	そうなんですか。
0:33:03	違う。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:04	聞いてみて、6 材料図表パートワン、
0:33:09	原子炉規制庁畠山です。ここにありますが付録材料図表パートワンって、これは何ページでしたでしょうか。
0:33:17	ちょっとわかれば教えてください。
0:33:32	四国電力の木村です。下ページで言いますと、
0:33:38	I-Block図表という、ページが打たれているところがあるかと思えます。
0:33:48	で、こちらの中の
0:33:57	今回該当しますのか。
0:34:03	I付録図表 1 というところの、JISGの 3214-1991。
0:34:11	圧力容器をステンレスこう鍛鋼品のサスFというところで、
0:34:19	ここがこちらの材料を使用しているというところでございます。
0:34:26	そいで、
0:34:28	全員に適合する、またはこれと同等以上の化学的成分及び機械的強度を有するものとするの同等以上に、
0:34:38	明日目のさ、SA182F316 が適用されていると。
0:34:44	だから、うん。パートワンの、
0:34:49	パートナーの図表でまず選定しましたと。はい。これがサスFですと。うん。
0:34:56	スサ。そこで、さらに、
0:35:02	同等以上の科学適正運営機械的強度を有していることも確認したってことですか。
0:35:10	さっき一方まずそれからNCはに基づいて選んでいて、
0:35:15	その差水封も、
0:35:17	成分機械的強度が同等の、
0:35:21	以上のものを、
0:35:23	選びましたって、
0:35:27	原子炉規制庁畠山です。まず、
0:35:32	古く、材料図表のパートワンに基づいて、冊数Fの、
0:35:40	ですかね。佐瀬F、圧力容器です。
0:35:45	鍛鋼品を選択をし、
0:35:51	それに締数材料の規定に適合するまたはこれと同等以上の核的成分及び機械的強度を有するものとして、
0:36:01	従前は厚めのSA182、F316 を選択していた。
0:36:07	ということよろしいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:11	いや、従前に対してじゃない。
0:36:17	大津。
0:36:22	ちょっと、
0:41:23	原子炉規制庁島山です。音声、ちょっと途切れておりましたので、もう一度ちょっと確認したい事項を述べさせていただきたいと思います。
0:41:31	先ほど四国電力から、一般要求、VBVB2110に基づいて、
0:41:43	不足材料図表1のクラス弁見示す材料の規定として、適合するものとして、冊数のF、
0:41:52	選定をし、それと同等以上の化学的成分及び機械的強度を有するものとして、数名SA182、F316。
0:42:02	を選択したと。これは従前の
0:42:05	取りかえのものだと思いますけども、これまではこのように選択をしていたということで、
0:42:12	設計建設規格の中という、
0:42:14	意味で同等と説明をしていたということなのかちょっとその事実関係をご説明いただければと思います。
0:42:26	局電力の木村です。衛藤ご認識の通りでして取りかえ前も、この絵と同等以上というところ。
0:42:33	先ほど
0:42:35	ご説明いただいたVbVBの2110のところの同等以上の材料というところで、
0:42:42	厚めの集め材を使っておりまして、取りかえ後については、
0:42:49	実数剤飲まさ普通F316を使用しているというところでございます。
0:42:56	原子力規制庁ハタケヤマです。御説明承知しました。で、確認したのは従前、明日目のSA182F316において、
0:43:05	と同等以上の化学的成分及び機械的強度を有すると、四国電力の中で確認をしているということでございましたけども、それはどのような形で確認をしたのかというのは、ご説明いただけますでしょうか。
0:43:35	四国電力の木村です。
0:43:38	先ほどのVBの2110という中で、同等以上の化学的成分及び機械的強度を有するものと、
0:43:48	いうところの一般要求がありますけれども、今回、
0:43:52	の、補足説明資料上も各成分の機械的性質添付してございますが、
0:43:58	これらを踏まえて同等であるというところで従前は使用していたというふうに考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:09	伊勢規制庁ハタケヤマです。ちょっと少々お待ちいただければと思います。
0:44:14	何がわからなかったんだけど、はい。
0:44:17	設計建設規格をすでにチュウゼンのバルブに対して適用していた時点において、
0:44:27	間詰め材のそのものの方が同等材料だったわけですから、東等々材料ですので今回真っ当な材料にしたそうです。そうすると
0:44:37	登壇材料以上のものを使ってたから、
0:44:42	真っ当な材料、以上のものよりまた、
0:44:45	それ以上のものっていうのはない、なくて、元に戻っただけだってことなんです、そういうこと。
0:44:51	そう、そう書いてないじゃん。
0:44:54	説明令状はわかんない。
0:44:58	で、もともとその同等材っていうのは例の設工認街道のところ、はい。同等材っていう、何か別の項目があって、
0:45:07	当然の話。
0:45:09	さっき見て、
0:45:10	全協で、
0:45:12	大丈夫と。
0:45:28	そうです。
0:45:50	防災、
0:45:52	そして要目表に、
0:45:54	記載してたんですか。
0:45:55	瀬谷さん、久末さん 16 の同等材として、
0:46:02	記載したり、
0:46:04	同等として要目表に記載しなさいって書いてあるから同等材っていうふうに何か注記がおってやったけど、
0:46:12	相当って言葉、
0:46:20	それガス集め剤はってなってるわけ。
0:46:24	始め剤は、指図 36 + F316 相当、カッコ集め SA182、F3159 と、もともと書いてあった。はい。
0:46:36	だから、集め際は同等材なんだ。はい。蓮見カトウ曾田家でまっとうの材料に戻りましたと。フリース時期です。びっくりしたりする。
0:46:50	だからこの記載はもともとの同等在庫って言ってたのは、うん。
0:46:55	そういうことで、サスF316 で、はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:47:01	いいんですっていうのがもともとなんですと。
0:47:05	どっか行ってくれればいいんだよね。
0:47:07	ただ変更の工事該当するしないじゃなくて、もともとが、
0:47:13	変更の工事に該当しない同等材を用いていて、
0:47:17	今回同等材じゃなくって東西にしましたと。
0:47:21	そういうことなんだそうですね。それが改善されるかどうかだと思うので、それを同等であるということの説明も含めていただければありがたい。
0:47:31	冒頭東西をどう投融资なきやいけないかよくわかんない。どう東大だったものを全う在院したかっただけなんじゃないでしょう。
0:47:43	はい。
0:47:44	だから、規格通りにしますやけど、ジェネリック。
0:47:49	等々ですよ。載ってたんだけど、うん。
0:47:53	元に戻した、全部落とした、そういうイメージですよ。
0:47:57	同じ同じモデルですか。そう。
0:48:01	先般、まずジェイテクト等々ですか。そうですね。
0:48:06	だから、そう、そう書いてくれればいいじゃん。一括でパッと同等ですかって聞いているわけ。
0:48:13	それ変な話ですね。
0:48:15	そう、そう思えない。じゃあ戻すだけでやって、あくまで戻すんですよっていう趣旨をここに書いてくれればよくて、もともとの、
0:48:25	間詰材を使ってた時はこういうす同等材の説明をしていましたっていうふうに言えばいいんじゃないか。そうですね。はい。
0:48:36	原子炉規制庁の島山です。ご説明の趣旨は理解はしました。資料の紙、
0:48:44	補足説明資料ですけども、今回集め、
0:48:49	同等材として使用していた明日面、SA182、F316 ですかね。
0:48:56	から、同等材ではなくその本来の冊数F316 ですかね。比較に用いていた、土佐スサF3162。
0:49:08	いわゆる戻す形になるかと思しますので、時系列的なご説明にはなるかと思っておりますけども、これまで従前、
0:49:19	今、13 の下、
0:49:21	図表さしている。
0:49:26	同等材であるという説明を従前としていたが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:31	今回の届け出においては同等材を使用しないというふうなご説明をいただければ良いかなと思います。
0:49:38	四国電力よろしいでしょうか。
0:49:43	いいですか。直電力です。沖村です。ですので、取りかえ前は、同等以上の材料として
0:49:52	合わせ材を使っている取りかえ後については、实在、
0:49:57	のを適用するということでこの絵と補足説明資料の方を、
0:50:01	そのような旨で修正をする、させていただくというところよろしいでしょうか。聞き方が逆だったんで、時系列でそういうふうに戻したんだっというふうに、
0:50:14	書き直してもらえますかっていう。
0:50:17	逆で認識にしませんかね。
0:50:22	原子炉規制庁畠山です。まず、修正の趣旨はおっしゃる通りでございますこちらがちょっと聞き方が逆になっていてさ、明日目の方。
0:50:32	主にちょっと確認をしていたところ、ちょっと混乱を招いたかなと思いますけども、今お話いただいたような時系列でご説明いただければ結構と思います。
0:50:46	小電力キムラです。承知しましたそのように修正させていただきます。
0:50:52	次いきますね。
0:50:56	原子炉規制庁畠山です。では、確認事項ナンバー17に移りたいと思います。
0:51:01	適用基準適用規格の整理について、補足説明資料の56番、56ページの方ですね、
0:51:09	四国電力がちょっとご説明いただいているものかと思います。
0:51:14	で、先日、17番の方で、江藤クリーンをした趣旨といいますのが、新規制工認の場合において
0:51:26	当時は、
0:51:27	CP100、工認記載要領に基づいて、
0:51:35	共通条文と、
0:51:37	個別条文ですね。
0:51:40	を分けて記載していたけども今回記載を分けていないというところについて、深く確認をしていたところでございます。で、今回、ご回答いただいております56番ですと、
0:51:51	その個別条文的、あとは共通処分というところが、
0:51:56	現状、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:58	この三次文書の届け出書作成マニュアルの中でですね、どのように規定されているのかというところがちょっと読めない状況、今ご説明いただいているのは、施設ごとに記載するというところでちょっと今回議論になっていない部分もご説明いただいているかと思しますので、
0:52:14	個別条文、或いは、
0:52:17	共通条文という観点ではどのようにマニュアルに定義されている、ご説明いただければと。
0:52:25	四国電力の木村でございます。
0:52:27	マニュアル上ですとこちらに記載しております通り、施設ごとの基本設計方針を作成するにあたって、
0:52:37	適用、それに適用する適用基準、規格を取りまとめるというところの規定はあるんですけども、これ以上の詳細などこまで個別と共通を
0:52:48	分けるですとか、そういう
0:52:52	具体的な記載については細かく細かい規定というのは三次文書上でも、今、規定が、
0:52:58	をしていないというところでございます。
0:53:02	そうすると、
0:53:04	CP100 が生きてんじゃないの。
0:53:08	今三次文書で、
0:53:09	共通基調。
0:53:11	分けて記載するとか、決めてないって言ってるから、生きてんじゃない。
0:53:17	伊勢規制庁ハタケヤマです。三次文書の方細かなルールを決めていないというご説明をいただいたと思いますけども、そうなるとCPの100は生きているんでしょうか。それとも執行しているんでしょうかちょっとそちらのご説明いただければ
0:53:38	四国電力の木村です。
0:53:40	このCP100 というところにつきましては、まず新規性基準。
0:53:45	再稼働工認を作成するにあたってその作成要領を定めたもとのというふうに、
0:53:52	認識しております。
0:53:54	現状の平時、弊社内における規定としましては、先ほどご説明したマニュアルがルールというところになっておりまして、
0:54:06	そのルールの中では、そこまで再稼働のときには、CB100 というところで、かなり細かく、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:12	記載方針を定めてましたけれどもときの社内のルールとしてはそこまでは今ルールを規定していないというところで認識しております。
0:54:23	今後は、
0:54:25	その個別で、
0:54:28	それぞれ記載の仕方が変わり得るってということなんですかね。
0:54:33	申請ごとってことで個別の
0:54:37	原子力規制庁の畠山です。マニュアルにはそろっていない、目に沿っていないというご説明いただきましたけども、
0:54:45	今の状況ですと、例えば申請ごとにおいて記載にばらつきが出るという可能性が生じるということでしょうか。
0:54:57	うん。
0:55:08	四国電力の木村です。
0:55:10	規定としましては、ですので
0:55:14	季節ごとの基本設計方針の中で、
0:55:18	適用基準規格をまとめるというところはあるんですけども、
0:55:23	工認によりまして今回の配管ですと、かなり対象も限定的というところが、
0:55:30	あって、対象設備、
0:55:32	あとどういう設計に適用しているかっていうのが、もう工認上で、もう明確というところもありますのでそこまで細かい記載は
0:55:44	すると明確にできているのかなというところで認識しております一方、新規性基準のような設備がやっぱり広く広がって、
0:55:54	対象設備は多いものというところにおきましてはやはり
0:55:58	共通条文、個別条文というところで、
0:56:02	分けて記載する必要が当時あったのかなというふうに思ってますけれども、制稼働以降の個別の工事につきましてはそこまでの必要がないというところで、
0:56:13	現状の規定になっているものというふうに認識してます。
0:56:20	わかんないから、
0:56:24	とりあえず、
0:56:25	まとめて書くのか、まとめて書かないことがあるのかっていう差は出ないということでもいいですかだけ。
0:56:36	原子炉規制庁の畠山です。
0:56:39	ちょっとこちらとして、まず確認はし、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:42	目に確認したいのは、申請において、この申請は個別、或いは共通条 文で書き分ける。
0:56:51	この申請は、まとめてくというふうな申請ごとのばらつきが出る状況にな った、ちょっとご説明いただきたいんですけども。
0:57:01	それはないと言い変えた、して良いんでしょうか。
0:57:07	うん。
0:57:20	職人力のキムラです。そちらについては、うわーえと。
0:57:26	これ工認ごとでのばらつきはない。
0:57:29	なくし、手続きができるものというふうに考えております。
0:57:35	等、
0:57:36	書かせます。ちょっと待って。
0:57:40	石野規制庁ハタケヤマで少々お待ちください。根井。
0:57:46	宇和もうなくなって、
0:57:54	一段落目はもうやめて、
0:57:58	2段落目の三次文書で作ることになっているんですよ。
0:58:05	今後は、
0:58:06	その規定に基づいて、
0:58:10	記載することにしますになってればいいんじゃないか。
0:58:14	要するに、CB100 はもう使わないよってことは書いてある。
0:58:19	JCBとか、
0:58:21	だって使われてたんでしょ。だから、強い契約はあくまでも新規制基準 適合性審査において、
0:58:28	申請書の記載のルールを定めただけであって、現在はもうこっちの社内 規定に移行してますと、今後は、それに基づいて、施設ごとに記載して いきますよ。
0:58:40	とだけ言えば、言わせればいいんじゃない。それ多分私何の話。いやだ から、CCb薬はもう使ってないってことを明記してくれるんです。
0:58:52	ね。
0:58:54	原子力規制庁の畠山です。
0:58:57	もう一度確認ですけどもCP100、これは今は申請の時に使用したも のであって、現在は三次文書の
0:59:08	作成マニュアルの方に移行しているので、
0:59:11	CP時 00 は使用していない、執行している状態と。
0:59:16	いうことでよろしいでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:22	その認識で結構です。すいません先ほど私の説明もあと江藤にちょっと舌足らずのところがあったんですけれども、現状のルールとしましては、
0:59:31	なぜ施設ごとに適用基準を取りまとめるっていう規定。
0:59:36	になっていますので、書き分けると個別と共通を書き分けるという規定にはなっていないというところになりますので、
0:59:46	社内のマニュアルに従って、各公認が作成されますので、公認ごとのばらつきはないというようなこと。
0:59:56	そういう、そういう説明でございます。
1:00:00	CP格がもう使われてないよって明記してもらえればそういうふうに、
1:00:05	ばらつきがないので、わかりました。
1:00:09	原子炉規制庁の畠山です。ご説明承知しました。この資料 56 ページについてお願いしたいのが、CP100、これが現在執行していて使っていないので、執行、使っていないですかね。はい。
1:00:25	現在の購入作成。
1:00:28	工認の申請或いは届け出において、
1:00:32	使用していないという旨を、ちょっと明記いただければと思います。
1:00:37	色電力よろしいでしょうか。
1:00:40	四国電力キムラで承知いたしました。
1:00:43	はい。
1:00:44	ありがとうございます。では、次に移りたいと思います。
1:00:55	ちょっとお待ちください。
1:00:59	緑スサも終了なので、あとは個別の内容を確認しようと思います。
1:01:06	中、
1:01:07	吸引絡めて、
1:01:11	配管圧損の話だっけ。
1:01:13	配管は、
1:01:20	やったのは加圧器逃し弁だっけ。
1:01:24	変換はそのルール。
1:01:26	SIは大石井のルート変更の、
1:01:30	配管数の話はやってないでしょ。うん。
1:01:39	12 番に関連して、
1:01:45	原子炉規制庁畠山です。コメントリストちょっと戻って恐縮です。12 番について、12 番直接というわけですけども、関連してちょっと確認をさせていただきたいと思います。
1:02:01	個別設定根拠の関連でということちょっと確認でございますが、今回、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:08	SIラインのCのルート変更を行うと、四国電力の工事計画の中では、想定されておりますが、この工事、
1:02:19	よって、ルート変更されるということですがその配管が、ある程度ちょっと伸びる状況、上の方に延びる状況かと思えます。この場合
1:02:30	多少なりともは、配管の圧損等が考えられるかと思えますけども、
1:02:36	衛藤。
1:02:37	その際、その配管圧損によって許可で満たすとしていた
1:02:43	ポンプの注入量とかに影響を及ぼすかを要しないかというその観点で、その影響を及ぼさないことのご説明をいただければと思います。
1:02:59	即電力の木村です。今日の通り、主ループCにつきましてはルートが長くなりますけれども、
1:03:07	許可の中で説明している注入特性には影響がない。
1:03:13	営業がないところを確認した上でルートも検討しておりますので、そちらについては問題ないというところで考えております。
1:03:23	原子炉規制庁の畠山です。確認したとおっしゃってたところ、もう少し具体的にどのような確認をなされたのか、ご説明いただけますでしょうか。
1:03:36	四国電力の木村です。今回、長くなった分について、圧損というところは配管が伸びますので、
1:03:49	今回のルート変更では軽微ではありますがけれども上訴徴収するところを、は確認しております。
1:03:57	しかしその上昇量というところが、その配管の中特性の設計で用いている許容範囲。
1:04:06	の内側であるということを確認した上でその中に影響がないというのを確認しておりますそのような確認の仕方をしております。
1:04:27	定量的に何かを出せそうな感じのこと言っていましたけども、それは資料としてさせた上で見ますか。
1:04:34	定量的じゃなくても駄目です。うん。
1:04:38	規制庁スズキです。今の部分は、
1:04:42	定量的で各定量的に確認した、定性的に確認したどちらでも構わないんですけれども、
1:04:49	補足で、そこが、
1:04:52	影響がないということを、
1:04:54	先ほどの加圧器逃し弁と同じように説明を入れていただけますか。
1:05:05	四国電力の木村です。承知しました補足説明の中でその旨記載させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:13	規制庁鈴木です。お願いします。
1:05:16	粗相、
1:05:18	確認をもってですねちょっとページ飛びますけど 16 ページの
1:05:25	別紙 2 ですね、ここにフローチャートがありますけれども、
1:05:33	脳に落ちてくる。
1:05:35	ところは、
1:05:44	本工事の内容に、
1:05:47	関係しないものっていうところに落ちてくるのか、適用対象外上部に落ちていくのが、
1:05:53	それはどう、どういう判断でどこに落ちてくるんでしょうか。
1:06:12	四国電力の木村です。
1:06:14	こちらにつきましては、今回、
1:06:20	本工事の内容に関係があるものかというところは、YESというところで
1:06:27	例えばSAの条文ですと、
1:06:31	今回、
1:06:33	60 条、
1:06:39	原子炉炉心冷却のための設備というところを、
1:06:43	適用条文にさせていただいて、それぞれ元 0。
1:06:48	施設としての適用条文として記載させていただいております、
1:06:52	こちらについては、本工事の内容に関係があるものというふうに整理して、Yesというところで、
1:06:59	多少上部には入れるのかなというふうに考えてございます。
1:07:03	うん。
1:07:05	規制庁杉江それは審査対象条文として、
1:07:11	入ってくるっていう整理だとすると、
1:07:18	そのポンプの
1:07:22	そのところっていうのは、届け出範囲に、
1:07:26	入ってくるという整理になるんじゃないですか。
1:07:32	何かこの審査対象条文のところに落ちてくるってなると、届け出範囲全部、
1:07:37	入るのかなって思ってしまったんですけど。
1:07:41	そこはまた別なんですか。
1:07:50	四国電力の木村です。
1:07:52	ですので今回先ほど申し上げた情報につきましては、ルート変更等もある箇所がございますけれども、それらを踏まえても、この 6、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:08:04	先ほどの条文、
1:08:06	に、適用適用するところをご確認いただくところで審査対象条文にするのかなというふうに考えております。
1:08:15	規制庁スズキ審査対象条文ではあるけど、
1:08:20	届け出範囲ではないというまた別の
1:08:23	何か判定の分がさらに追加されるって感じですか。
1:08:31	今非常炉心冷却系DBとしての非常用炉心冷却系の部分については、
1:08:40	主幹と、
1:08:42	主幹とバルブ入ってないよね。
1:08:45	主幹だけになってて、ポンプをもう、
1:08:49	届け出範囲にはなっていないわけですよ。
1:08:52	先ほど言っているようにポンプのところに影響するような、
1:08:56	インパーソンだとかそういったのはないので、
1:09:00	結局そこは届け出範囲ではないという、何か判断が、
1:09:06	出てくるのかなあには聞いてて思ったんですけど。
1:09:16	四国電力の木村です。非常用炉心冷却設備の配管は取りかえるというところですので取りかえ後についても、炉心に、
1:09:27	注入できるような系統構成。
1:09:30	になっているところをご確認いただく必要があるかと考えておりますのでそういう観点で、
1:09:38	非常用炉心冷却設備は、審査対象条文になるのかなというふうに考えます。
1:09:43	規制庁清です私言ってるのは別表第2の、
1:09:47	届け出の範囲のことを言っていて、主幹だけ今、
1:09:53	届け出されてますよね。
1:10:03	中国電力の木村です。はい。その認識で。はい。
1:10:08	ポンプが何番だったか忘れちゃいましたけど、
1:10:10	本当は届け出範囲ではないと。で、先ほど言った
1:10:16	SIAラインのCのループに接続する配管のルート変更に伴って、
1:10:24	配管が若干長くなってかつ水源と注入ポイントの高低差も若干高くなって、
1:10:32	それによって、
1:10:34	高圧注入ポンプのQHカーブにおいて、
1:10:39	設置許可申請書で要求されている、注入流量っていうのを達成できるかどうかというところは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:48	そこに影響がないってことを確認したというふうに言われていたので、
1:10:53	結局そのポンプ側の方に影響があるかないかどうかの確認が必要だったというわけですね。
1:11:02	そういう説明からすると何か、
1:11:06	の影響がなかったので届け出範囲から外しましたっていう。
1:11:13	何か説明なのかなって今思ったんですけど。
1:11:17	そ、そうすると 16 ページのフローチャートには載ってないところで届け出範囲の話はまた別に、何か判定基準があって届け出範囲が決まるっていうふうに、
1:11:28	聞こえたの。
1:11:29	のかなと思って質問したんですけど。
1:11:36	四国電力の木村です。
1:11:40	ですのでこちらのフローの方でその上流にですね、申請、届け出対象に対する適用条文化というところの、
1:11:51	まず母集団として、
1:11:54	この別表第 1、
1:11:56	の認可または事前届け出を要するものというのがまずあって、
1:12:01	その中で
1:12:05	うん。
1:12:05	その適用条文化というところと、工事の内容に関係があるものかというところになろうかと思えます。
1:12:12	ですのでまず別表 2 に照らして、
1:12:17	対象の範囲がまず決まってきたその上で審査対象条文を選定するものというふうに考えてます。
1:12:24	いや。規制庁杉です。今のところは別表第 1 の判定があってそこにどんな、
1:12:31	適用条文、審査対象条文になるかっていう整理がこの 16 ページのところにありますよっていう説明ですね。
1:12:43	ご認識の通りです。で、規制庁スズキズー方で、
1:12:49	別表第 2 で何を、
1:12:52	届け出範囲として示すべきかっていうのはまた別の判断が、
1:12:57	入っていてそこは、先ほどの説明のように、そもそもその性能だとかに影響しないだとか、
1:13:05	そういうので判断して、性能に影響しそうな、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:09	性能に影響するって言っちゃうと届け出じゃなくなっちゃうので、性能に影響しないことをすべて影響しないことを確認した上で、
1:13:19	要目表だけ変わるところだけ、
1:13:23	要目表も変わんないな、どこ。
1:13:26	結局、別表第2のどれを、
1:13:29	届け出として出すかっていう何か判断がちょっとあんまりよくわかんないなと思ったんですよ。
1:13:35	ごめんなさいね考えながら言ってたんで、
1:13:39	結局、
1:13:41	届け出範囲って何で決まるのかなって。
1:13:44	それだけなんですけど。
1:13:50	各電力のキムラです。
1:13:53	機械の届け出範囲を市につきましては、
1:13:58	原子炉冷却系統施設の中の
1:14:04	1 冷却材の循環設備等非常用炉心冷却設備の
1:14:09	原子炉冷却材圧力伴第二課へと関わるものに限ると。
1:14:13	いうところへの取りかえ、
1:14:19	規制庁スズキです何となくね今、
1:14:22	話してて、だんだん頭が整理されてきたんですけど、結局は、
1:14:27	取りかえるか取りかえないかだけで、
1:14:30	届け出の範囲を決めた。
1:14:33	当然それは、
1:14:34	そもそも、
1:14:35	性能とか強度に影響しないのは、は届け出の範囲においては当たり前なので、
1:14:41	その関係は全然、届け出の範囲として、
1:14:45	判定する材料でも何でもないのでっていうことですね。
1:14:52	はい、ご認識の通りです。別表の記載に従って届け出範囲というところを、せえっと決めているというところがございます。ちょっとスズキ理解しました先ほど言った、
1:15:05	逃し弁と同じで、ポンプの注入量に影響しないという補足だけ作っていただけますか。
1:15:16	色電力のキムラで承知しました。
1:15:30	コメントリストの異常かなと。はい。
1:15:34	もう個別の話。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:37	さっき鈴木さんおっしゃったのって、この 16 ページのところの、この
1:15:42	なってもらうんだったらマッピング先生。
1:15:45	石野区長ハタケヤマ首相お待ちいただければと思います。うん。
1:15:49	そのコミュニティーのところの影響も考慮して判断するってところ、これ、どう整理するのかっていうところをおっしゃってるんですけど、これは今まで解決されたんですか。
1:15:58	だからそこを解決したら、単なる適用上、審査条文かどうかっていうところは、特段何も今、気にはしなくて、はい。
1:16:10	単純にまず、
1:16:12	性能に影響しない。
1:16:15	は前提だから、届け出なんです。
1:16:20	だけで範囲は取りかえるかどうかだけで、
1:16:23	範囲が決まります。
1:16:24	ていうことを聞いただけ。
1:16:26	そうです。
1:16:28	もともとの県にあるこの工事計画者営業部門殺してとは返せないってところのさ、コミュニって何、何でいるんだっけっていうのは、逆に思った。
1:16:38	うん。だって影響しないは前提なんだから。
1:16:43	※2 で影響がなければ、真ん中に落ちるとか、そういう話ないよね。
1:16:52	適用条文だったら審査、審査性分かどうかってだけの判定なんじゃない。
1:17:03	影響って何だろうね。結局、
1:17:06	影響がないのはまず前提ですよ。
1:17:09	そしたら影響がない、ない。
1:17:12	影響が、
1:17:13	あれば審査対象条文なのか影響がなく、なくても審査会両方なのかちょっとその辺がよくわからん。
1:17:25	技術社長の畠山です。ちょっと今お話しておりました 16 番の関係で確認をさせて、16 ページですね、失礼しました。16 ページの関係で、
1:17:34	確認をしたいんですけども、
1:17:37	このフローチャートの中で、本工事の内容に関係あるものなのかっていうところの、
1:17:43	中に米印の 2 と、振られていて、この中に工事の内容に関係あるか否かについては、設計及び工事計画主所への

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:53	影響有無を考慮して判断するとありますけども、
1:17:57	この影響有無というのは何を指しておりますでしょうかというのが、
1:18:01	先ほどいただいておりますご説明聞くと、
1:18:04	その
1:18:05	影響があるなしを何か、
1:18:08	さらにこの米印で考慮しなきゃいけない内容があるのかどうかよくわからなく、ご説明いただければと思います。
1:18:15	うん。
1:18:24	言いました。
1:18:25	中国電力の木村です。
1:18:29	こちらの影響も考慮して判断するというふうに記載しておりますけれども、今回の配管の取りかえにつきましては、その配管に対して、適用されている条文というところがありますけれども、
1:18:44	その取りかえというのをを行うというところになりますので、取りかえ後についても、その配管に、配管弁に対して適用されている条文に対する、
1:18:57	適合性、
1:18:58	確認いただく必要があるのかなというふうに考えておりますので、
1:19:03	そういう観点で今日は判断して審査対象条文を選定しております。
1:19:16	原子炉規制庁の畠山です。先ほどいただいておりますご説明だと、取りかえる場合はもう何か機械的に、
1:19:23	本工事に関係あるものとして整理して、
1:19:29	審査対象条文となるやに聞こえたんですけども、何かさらに何か分岐があるんですか、そこに。
1:19:42	あ、多分真ん中に落ちるのって、
1:19:44	次の、
1:19:46	ページでどれですか。かもしれないイメージね。
1:19:50	うん。
1:19:51	電源。
1:19:57	もうつながんない。
1:20:02	動かないか。
1:20:04	今、話通じてる。
1:20:07	原子炉規制庁畠山です。今の音声、聞こえましたでしょうか。
1:20:13	四国電力の木村です。はい。音声聞こえてございます。
1:20:19	よければご回答いただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:23	3、32 さ、はい。
1:20:27	この真ん中に落ちてるもの四国電力の木村です。※2 のところにも記載しておりますけれども、今回、
1:20:37	イエスの例というところで、
1:20:41	次、耐震であったりとか、材料構造強度の件、影響があるようなところは個別器具ごとの具体的な評価を占め、示している条文と、
1:20:52	いうところで、取りかえであっても、
1:20:54	取りかえ後の設備に対して、
1:20:57	評価結果を示すというところでYESに分類いたします一方、火災ですとか溢水ですとか個別機器ではなくって、
1:21:09	そういう防護設計っていうところを説明したような条文がございまして、
1:21:14	そう、それから個別機器に割り当てているようなものではない条文というものもありますので、そういうものにつきましては、
1:21:22	その工事、工事計画書のその防護設計に影響を及ぼさないというところが明らかであれば、そういうものはものというところで、
1:21:32	そういうものを落としていくというふうに考えて整理しております。
1:21:40	泊まってもらって、
1:21:42	一応規制庁ハタケヤマで少々お待ちください。
1:21:46	いや、いや、
1:21:47	話を聞いてると。
1:21:50	コメディーって全然関係なく、
1:21:57	工事。
1:21:59	工事箇所そのものの評価だとかそういったものは、
1:22:05	審査対象条文として説明書をつけます。
1:22:11	で、
1:22:13	要するにその配管、或いは現例ということではなくって、
1:22:18	全体的な、
1:22:20	何か防護設計だとかそういったところについては、
1:22:26	そこは到底変わるものじゃないので、関係しないものとしますと、
1:22:32	それだけだって今言った。
1:22:35	だから、強度計算書も、
1:22:37	改めてつけてます。
1:22:42	言ってるように聞こえるんですよ。
1:22:46	うん。個別具体的に評価を説明している条文。
1:22:50	うん。うん。そうですね。指針でいうと。うん。だから小中国松さん。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:59	関係あるかいい中っていうのは、
1:23:02	業務を考慮してなくて、
1:23:06	工事そのものの設備、
1:23:10	であれば、審査裁量条件にして、
1:23:14	その設備ではなくって全体的な防護設計とかそういったことについては、
1:23:19	審査対象情報にはしませんって言うだけだと思んですけど。
1:23:24	でもそれって、我々からしてみると、
1:23:29	変。
1:23:30	うん。
1:23:36	なんでそこで分ける必要があるのかね。
1:23:39	うんです。
1:23:42	うん。
1:23:43	何がいいのかよくわかんなくなってきたのが、その
1:23:48	火災であっても例えば、影響するものってあると思んですけど、今回、配管だったら、そりゃあ、
1:23:55	静的でかつ、
1:23:57	不燃材だっていうのはわかるから。
1:24:00	いえると思んですけど、それいえるからわかると思うん、つけなくてもいいと思うんだったら、共同計算だって、
1:24:08	寸法を官ないし材料管内からつけなくてもいいと思ってるっていう数字できちゃうんですよね。だから、その整理がよくわかんない。それ、それが関係するものしないものっていう基準ですって言われても、何か違うんじゃないの。
1:24:24	この文面でいうと、
1:24:29	その防護設計に影響を及ぼさないかと、明らかかどうかで判断をしているところなのかなと思ったらできるかどうかだったら、強度計算に影響しないことは明らかだよ。
1:24:42	そのさじ加減
1:24:46	そのSIラインC以外は、
1:24:50	明らかだよ。
1:24:54	ルート変更しないところは、
1:24:59	だっけ。
1:25:23	ねえ。
1:25:25	うち抜けてる時に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:34	うん。
1:25:35	特に何かな。
1:25:37	JP出る場合とかだったら関係ないしね。
1:25:44	いや、今の話だと、じゃ、低ピッチんところは審査対象条文にしない。
1:25:51	今回ピッチで補正するって言うてるけど、そんなにはないと思う。今まで聞いたことないですけど。
1:25:59	ちょっとそこをそういう観点で、
1:26:02	これはどうなのこれはどうなのって聞いてみた方が、具体例聞いてみた方がいいんじゃないか。
1:26:10	原子力規制庁の畠山です。ちょっとこの条文整理表が
1:26:15	どう整理されているのかっていうその確認の観点のために各各所ちょっと確認させていただきますけども、
1:26:24	例えば、地震による損傷の防止ですと、今回の配管はどのように整理されるんでしたっけ。うん。
1:26:37	四国電力の木村です。今回の届け出、対象の配管弁につきましては、
1:26:44	耐震重要度分類のSクラス機器。
1:26:46	理由に該当しますので、取りかえ後についても、フェンスクラス機器として、その耐震性が損なわれる恐れがないというところを、
1:26:56	をご確認いただく必要があると。
1:26:59	いうところ、個別に確認をいただく必要があるというところで実は他条文としてございます。
1:27:06	原子力規制庁の常盤です。御説明のイドは何となく理解しつつ、
1:27:14	これはある意味例示になりますけども、例えば、
1:27:18	ループ、低温側高圧注入ラインとなっている箇所、これは、
1:27:23	今回、配管のルート変更もしないと、あとは定ピッチを使いますと言って
1:27:34	いるかと思えます。例えばこれ単独で考えた場合も同様の整理になる。
1:27:34	なんででしょうか。
1:27:46	四国電力の木村です。評価方法というのは、
1:27:52	先ほど、
1:27:54	定ピッチというところろでの評価であったとしても、その評価の中で確認いただく必要があると。
1:28:02	思っておりますので五条はやはり適用されるのかなというふうに考えて
1:28:08	ございます。
1:28:08	ちょっとごめんなさい耐震で、先に申し上げておきますけどそれを、つけないでくれ言いたいわけではないので、そこはご理解いただいた上

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	で、確認をしたい趣旨っていうのはこの脳の例でいうところかというと、既 工事計画書における、
1:28:24	防護設計に影響を及ぼさないことが明らかな場合、Noってありますけ ども、
1:28:28	明らかな場合っていうのはどこまでを指すのかっていう、
1:28:33	その
1:28:35	線引きがよく、
1:28:38	今わからなかったっていうところで、ちょっと確認を今耐震で例示をした ところですよ。
1:28:44	このように形を、その各条幾つにこれは、
1:28:47	明らかな場合ってのは、どういった場合を指すものなのでしょうか。ちょ っとその5例、例示をいただけませんか。
1:29:03	四国電力の木村です。
1:29:04	例えばですと、
1:29:08	技術基準、8条とかですと立ち入りの防止というところが、
1:29:17	そういうのは条文がありますけれども、
1:29:19	こちらについては、今回設備の
1:29:24	場所の変更というところも行う、行わないというところがありまして、その 館というところから、設計には影響を及ぼさないというところが明らかだ といえるのかなというふうに考えておりますのでそういうものは落として、
1:29:40	いるというところがございます。
1:29:48	八条に1回、原子炉規制庁の土岐オチ八条に関しては、何か今の御説 明のその影響を及ぼさないことが明らかな場合、
1:29:58	野間前で落ちるのかをちょっとよくわからないんですけども。
1:30:02	例えば、火災の場合は、今回対象条文から落としてますよね。これはD B施設である設備である配管に対して行っているものだと思いますけど も、この場合の影響を及ぼさないっていうのは、
1:30:17	どういう線引きで、
1:30:19	落としてますかね。
1:30:24	四国電力の木村です。火災につきましては火災の発生防止であると か、消火、
1:30:32	延焼の防止というところが火災の要求になるのかなと思っておりますけ れども、そういうところで今回の配管弁の取りかえは、
1:30:46	当然取りかえですので、その変更前後で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:51	その防護設計に影響を及ぼさないというところが、明らかな条文になるのかなというふうに考えております。
1:30:58	原子炉規制庁の常盤です。火災だったり耐震、ごめんなさい。地震だったり、
1:31:06	強度の場合においては、
1:31:09	例えば
1:31:10	単なる取りかえであったとしても、
1:31:15	定ピッチは一旦、
1:31:17	例示が難しいのであれですが、3次元梁モデルの場合だとすると、
1:31:25	サポートの位置の変更であったり、重量の主催とかそういったところで若干の
1:31:32	影響を及ぼす可能性があるとしているのか。
1:31:36	それは違う、違いますか。
1:31:40	サポート永石はずっと町でよろしいですか。
1:31:46	今回の例というよりは、そういう場合があるってということで申し訳ないですけど、
1:31:52	明らかに影響がない場合は、うん、審査西条条文しませんっていう方が、
1:31:59	わからないよね。
1:32:03	さっき言った、
1:32:05	SI注入ラインのABって、
1:32:09	ルートも、うん、書いてないわけですよ。してピッチでやるっていう手法も今回補正で、
1:32:17	変えないものにしますって言って、これって明らかに。
1:32:21	影響はないですよ。
1:32:24	なのに、
1:32:26	0ですと。
1:32:28	でも火災防護は、
1:32:30	明らかに、
1:32:31	金属材料を使っていて、発生防止が図られているので、
1:32:36	これは審査対象常務じゃありません。
1:32:38	その違いがわからない。
1:32:44	影響だって同じだよ。
1:32:46	おんなじ材料同じ厚さ、同じ寸法のもの。
1:32:51	なのに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:53	かつ、質量も何も変わってないのに、
1:32:57	なぜか。
1:32:59	これは、
1:33:01	強度計算書はつけますと。
1:33:04	企業の本当に変わってない。
1:33:07	ということなんでしたっけ。
1:33:09	はい。当然なんて寸法もあっても材も買ってなかったら買わない決まってるじゃん。
1:33:14	配管ルートが変わる。
1:33:16	SIラインの審議についてはルートが変わるから、
1:33:21	自重が変わることによって、
1:33:25	結果変わってきましたって、
1:33:28	出してるわけだよね。はい、そうです。
1:33:30	それはいいよね。はい。
1:33:32	いやだから、変わるところはいいと思うんですよ。
1:33:36	影響が明らかに。
1:33:38	ないと言っているにもかかわらず、こっちは審査対象条文でこっちは審査対象条文じゃありません。
1:33:46	の、
1:33:47	違いが、
1:33:49	明らかというのと、明らかという違いぐらいにしか聞こえなくて、
1:33:54	うん、いやその違いは何ですかって。
1:33:59	まず、配管があつたに該当しないっていうのがよくわかんないのは、
1:34:06	例えば転倒しないかどうか関係なくて今、影響が明らかにあるかないかで、
1:34:12	変えますっていうふうに言ってるのに、
1:34:15	そこの運用の仕方が条文によって違うところがよくわからないんですよ。
1:34:21	そんなヒラカタとまでは言えない気がしたんですけど、低ピッチだったら明らかじゃない。
1:34:30	中出北
1:34:32	いえ、
1:34:34	時間がもったいない。
1:34:37	うん。うん。でもこれだけハタケヤマ。
1:34:41	私じゃないです。はい。鈴木さん、スタートだと思いますはい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:45	私が、
1:34:48	はい。
1:34:50	規制庁スズキです
1:34:53	ちょっと畠山が最後に言った話はちょっとなかったことにして、
1:34:59	平可児。
1:35:01	影響を及ぼさへ影響を及ぼさないことが明らかな場合っていうところがやっぱりわからなくてですね。
1:35:10	先ほどの耐震の5条の、
1:35:15	SI配管のAループBループに繋がる場所ここは、
1:35:21	寸法も肉厚も材料もルートも変わらないでかつ、
1:35:29	評価手法である定ピッチも変えていないので、
1:35:34	影響を及ぼさないことは明らかだというふうに、
1:35:39	思えるんですけど、でも、
1:35:42	審査大層丈夫にしますというふうに言っていて、
1:35:45	一方で、
1:35:47	11条の火災の損傷の防止のところで、
1:35:51	これ金属材料を使っているので、
1:35:54	発生防止に関しては、
1:35:56	影響を及ぼさないことは明らかだから審査条文しません。
1:36:01	この二つがなぜ結論が違うのかが、はやっぱわからなくてですね。
1:36:06	そこを説明して欲しいんですけど。
1:36:16	四国電力の木村です。
1:36:20	笠伊井の発生の防止というところだと、要目表上で、金属材料であるということも、記載、
1:36:27	しておりますし、それを踏まえても、火災の影響というものはないというところはもう明らかであるということがいえるのかなと思っております。
1:36:39	一方工場の地震による損傷の防止というところは、
1:36:45	やはり
1:36:48	要目表上では読み取れないというところがありますので個別の設計という、いうところで耐震性の確認が必要かなと。
1:36:56	いうふうに整理してございます。伊勢町スズキ素行は理解できました。
1:37:02	じゃあ、今言った、
1:37:05	話からすると、津波による損傷の防止とか外部からの衝撃による損傷の防止は、
1:37:14	どちらになるんですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:16	要目表上から、
1:37:19	読めるのか読めないのかという観点で説明してください。
1:37:43	職電力の木村です。今回の届け出対象につきましては、クラス 1 配管というところで江藤元、
1:37:51	減少冷却材圧力バウンダリの配管取りかえというところになりますので、
1:37:55	もしCV内というところの設置場所の変更もないというところは明らかですのでそちらについても、
1:38:05	明らかというところで審査対象条文にはしていないという整理でございます。ちょっとそれはだから要目表上の設置場所というところから、
1:38:16	自明であるということが、
1:38:18	類推できるものなので、そこは、
1:38:21	耐震審査対象条文ではなくなると、そういうことなんですね。
1:38:28	ご認識の通りです。
1:38:31	言いたいことはわかったので、
1:38:35	16 ページの、
1:38:37	下側の説明を、今言った内容に、
1:38:41	書き直していただけますか。
1:38:48	四国電力の木村です。承知しました。衛藤。
1:38:52	安芸駅及ぼさないことが明らかな場合というところを、もう少し、先ほどご説明した要目表、
1:38:59	であるとかそういうところで明らかにお認めれるというところの説明を記載するというそういう理解でよろしいでしょうか。そういうことです。ですからこのイエスの例とか脳の例っていうところが、
1:39:13	わからないので、
1:39:16	例示を書くかないかは別にしても、今言った要目表に記載されている情報から、
1:39:25	影響がないことが、
1:39:27	明らかな場合だけで全然構わないと思うんですけど。
1:39:36	四国電力のキムラで承知いたしました。
1:39:40	ここは以上です。
1:39:48	議事録ちゃんと決めて、ちょっと、次に進む前に、予定した時間 15 時にちょっと今接しかかっています。
1:39:58	過ぎていますねちょっと十分過ぎている状況でございます。
1:40:03	で、ちょっと牧田ですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:06	あんまりして、
1:40:08	ショウジュ、
1:40:09	ミナミいけます。
1:40:14	あんまりお願いしますそれは無理ですよ。
1:40:16	お願いしますほ。
1:40:17	メンバーの都合があるので、後ろに倒せないですよ。
1:40:21	伸ばせないですよ。だから、きっちり始めなきゃいけないんで、
1:40:26	20 土肥家には無理です。
1:40:29	15 分まで。
1:40:32	25 分目です。
1:40:35	いやもしもし、まだやりたいんだったら、うん。1 回飛ばして、
1:40:40	夕方またつやれませんかというの。
1:40:45	交渉してもらって、はい。
1:40:48	原子炉規制庁の畠山です。ちょっと申し訳ないんですけども、こちらの予定が、この後ちょっと詰まっている状況でちょっと例、
1:40:59	ちょっとこっこの会議の接続が調子が悪い状況でちょっとスタートが遅れて大変恐縮なんですけども、
1:41:06	よろしければこちらの中の予定が終わり次第、
1:41:12	ヒアリングを再開するという形をとりたいんですけども、
1:41:15	四国電力が一本日ご予定はいかがでしょうか。
1:41:23	四国電力の池村です。当社としましては対応可能です。
1:41:27	承知いたしました。では、本日のヒアリング、
1:41:32	本件に関しては、
1:41:34	1 回中断とさせていただいて、
1:41:37	改めて接続をさせていただければと思います。詳しい時間については追って東京支社を通じてご連絡させていただきます。
1:41:46	四国電力よろしいでしょうか。
1:41:48	四国電力のキムラ大体の目安とかは、わからないでしょうか。後ちょっとわからないのであれば、結構です。17 時だったら大丈夫。
1:42:02	原子力規制庁の畠山です。17 時頃になるかと思います。
1:42:09	場合によってはその
1:42:10	規制庁スズキです。場合によっては、それを早く終われば、
1:42:15	なるべく早めに再開できればと思いますけど、ちょっとその辺の、
1:42:20	柔軟性持って対応していただくことで、大丈夫でしょうか。
1:42:26	地方電力のキムラですこちら対応可能です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:30	すいませんじゃそれをお願いします。
1:42:35	いやっちゆう。
1:42:37	本日のヒアリング、一度中断させていただきます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の畠山です。先ほど、ヒアリングについて、中断をさせていただきましたが、先ほどちょっとこちらの方で再開をさせていただきたいと思います。
0:00:14	メンバーについては先ほどと同じでございます。
0:00:17	では、先ほど確認しておりました内容にも、この続きという形で、質疑応答から始めさせていただければと思いますよろしくお願いします。
0:00:32	まずちょっと、これは事実確認でございます。
0:00:41	申請書の中で、今回適用基準適用規格として、
0:00:46	ジャックの 4613。
0:00:50	の、1998 年版。
0:00:53	配管破損防護設計技術指針を用いているかと思えます。
0:00:58	これの技術基準上の扱いについて今後ちょっと確認をさせていただきたいと思います。
0:01:04	今回適用基準、
0:01:06	で用いておりますジャック 4613 が、
0:01:11	技術基準規則上の各条項に於いて、どの、
0:01:19	第何条においてこの条約 461 つ案を用いているかどうかというちょっと確認をさせていただきたいんですけども。
0:01:25	これは 15 条の 4 項であったり、17 条の 8 項、んなのかちょっとそういったところで、どういった条文でこの弱 4613 を用いているのかちょっとそのご説明いただけますでしょうか。
0:01:50	四国電力の木村です。
0:01:52	先ほどの弱 4613 につきましては、
0:01:57	今回の届け出書における、
0:02:03	資料 6 の別添で付けてございます。
0:02:09	LBBの説明書の中で、
0:02:12	市、年をしている規格として、記載をしているものでございます。
0:02:19	で、
0:02:21	こちらにつきましては、同じく資料 6 の強度計算を実施する中で、事故時の荷重、
0:02:31	を算出するにあたって、そのLBBを適用するということで、このL/Dの適用性に関する説明書をつけておりますので、
0:02:42	技術基準で言いますと、
0:02:48	材料、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:02:53	十七条の中で、
0:03:00	また医療及び構造に対する、
0:03:04	適合の観点で
0:03:08	104613 を使っているものと考えてございます。
0:03:16	原子炉規制庁畠山です。具体的にこれ条項でいうとどの辺りに該当しますか。
0:03:35	電力のキムラで少しお時間いただきたいと思います。はい。お願いします。
0:04:04	規制庁鈴木です。すいませんちょっと今の畠山の質問に、
0:04:08	付加的に
0:04:12	話を添えて一緒に確認をしていただければありがたいなと思うので、先に。
0:04:18	伝えておきます。
0:04:20	今回の
0:04:23	審査条文として、
0:04:27	技術基準規則の
0:04:35	27 条の、
0:04:38	原子炉圧力バウンダリー。
0:04:41	の、
0:04:43	条文が入っていると思ひましてその中で、
0:04:48	A、
0:04:49	と。
0:04:50	1 事例 100。
0:04:52	ゲートにかかる。
0:04:55	発電用原子炉施設の損壊その他非常に伴う
0:04:59	衝撃はちょっと違うかなと思うので置いといて、
0:05:07	炉心の反応度変化による荷重損の増加その他の、
0:05:11	番台利用を構成する機器に代わる負荷に耐えるようにっていう、
0:05:18	このところが、
0:05:20	資料 6 の、
0:05:23	2 の、
0:05:25	75
0:05:27	ページ。
0:05:29	の、とは、両括弧の箱の、
0:05:34	説明なのかなというふうに、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:37	思っていたんですけれども先ほどの
0:05:40	いやそうではなくて十四条の方の、
0:05:43	技術基準。
0:05:45	もしくはその会社くーに基づいた、
0:05:49	話をしてLBBを持ち込んでいますっていう。
0:05:52	ことであれば、
0:05:54	逆にこの 27 条のこの負荷にこたえるようになってところはまた別に、何かしら荷重を設定したりだとか、
0:06:03	付加条件を設定したりだとかして確認をするということに、
0:06:07	なるのかならないのかということも含めて、お答えをいただければありがたいなと思います私からは以上です。
0:07:43	四国電力の木村です。
0:07:45	先ほどおっしゃっていただいた通り、
0:07:50	20、
0:07:52	七条のところの、
0:07:58	27 条のところの、1 理事冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他異常に伴う衝撃というところの、
0:08:08	算定に当たって、LBBを適用しているというところですので 27 条の、
0:08:15	適合というところでも当間該当するのかなと思います。
0:08:21	十四条の方でも、
0:08:24	必要な材料の
0:08:28	材料及び構造というところの強度評価を行うにあたって、
0:08:32	その荷重の算出に、
0:08:36	そのLBBの概念を適用しているというところでもありますのでいずれの江藤常務の説明にも、
0:08:45	を用いているのかなというふうに考えてございます。
0:09:28	規制庁鈴木です。
0:09:30	今のご説明はその十七条のところ
0:09:35	今のそのLBBを考慮した。
0:09:41	自由に耐えられるような機械的強度を持たせるとかっていう。
0:09:46	話をされてるのかなって、
0:09:49	思ったんですけど。
0:09:52	その話で、
0:09:57	プラスワンⅡⅢ機器は関係なくって、
0:10:03	格納容器の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:06	これなんでしょう。クラスMCって言うんですけど。
0:10:11	そっち側の話じゃないかなあと思ったんですけど。
0:10:17	なぜならLBBを適用して設定する荷重って、
0:10:24	格納容器の中にどれだけの、
0:10:30	荷重が発生するかっていうところで、
0:10:34	条件となる。
0:10:37	破断面積を制限したりだとか、
0:10:42	することだと。
0:10:44	私は思ってたんですけど、
0:10:47	プラスワンとしては関係ないんじゃないかなと思うんですが、ちょっと説明をお願いできますか。
0:10:59	四国電力の木村です。
0:11:03	と17条の
0:11:09	一井。
0:11:16	17条の
0:11:20	8号の、
0:11:25	サポート。
0:11:26	とはと、2、
0:11:29	ご確認いただけますでしょうか。
0:11:36	はいどうぞ。
0:11:42	こちらですとですねクラス1容器、簡便であつては、
0:11:49	によっては運転状態3、
0:11:52	において全体的な線形が生じないこと。
0:11:56	2の方でクラス1医療機関支持構造物にあった運転状態4において、
0:12:03	延性破断へ至る塑性変形が生じないことというところの記載があります。
0:12:09	ございますと。
0:12:10	この運転状態、3と4の荷重を算出するにあたって、先ほど
0:12:18	言っていましたけれども
0:12:21	強度計算、強度計算書の、
0:12:24	資料の6-2の75のところ、と記載しております通り、
0:12:31	運転状態3と4のときに発生する荷重の算出、
0:12:37	に先ほどの尺4613を使用しておりますのでですねクラス1機器としての、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:45	強度評価にも、にこちらは適用していると考えますので、十四条の先ほど申し上げた、
0:12:54	衛藤は、
0:12:56	あと2の説明に使用していると整理という整理なのかなと思っております。
0:13:04	規制庁鈴木です例で言っているちょっと運転状態さんの、
0:13:10	想定してる事象わかんないんですけど運転状態4の想定事象というのは先ほど27条で言った。
0:13:17	反応度のうんちゃらかんちゃらっていう話で、
0:13:21	制御棒クラスターの飛び出し事項を想定してるんじゃないんですかね。
0:13:29	要するに
0:13:31	或いは1次冷却材ポンプの軸固着、
0:13:35	要するに破断事象側の方だと、一次系って減圧しちゃうもしくは減圧せずに、初期状態を維持している状態なので、
0:13:46	それを想定し、したクラス1の荷重設定っていうことは、何か違うのかなって気がしてて、
0:13:54	むしろ、カーII。
0:13:56	カトウとか加圧事故、
0:13:59	を想定してクラス1の評価をされているんじゃないかなと思ったんですけど。
0:14:06	そういったことに関してはLBBは関係ないと思うんですけど。
0:14:13	いかがですかね。
0:14:50	表現カインウエ社長お時間いただいてよろしいでしょうか。
0:14:54	石井オオツカです。了解しました。
0:15:53	四国電力の木村です。
0:15:57	技術基準の27条の解釈の一つ目ですけども、
0:16:03	27条に規定する、一次冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊その他の異常に伴う衝撃というところで、原子炉冷却材喪失事故に伴うジェット反力、
0:16:17	安全弁の開放に伴う荷重をいうというふうにありますのでええとジェット反力、
0:16:24	のこの衝撃に含まれると、いうふうに考えておりますので、
0:16:29	一次冷却材管が破断したときの反力、
0:16:33	野間
0:16:35	ファンズに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:37	LBBの概念を適用しているというところなのかなと思っております。
0:16:44	主張するでそれは17条の8号の2のクラス1容器も、
0:16:50	のところのこのクラス1管のところの、
0:16:54	以下、
0:16:58	8号のハは効果は高野クラス1管の
0:17:04	或いはクラス1支持構造にあつては、つていうところで、反力が、
0:17:11	入ってくるという、そういうことですか。
0:17:34	四国電力の木村です。おっしゃる通り8号の箱、
0:17:41	以降、
0:17:42	運転状態3と4の、
0:17:46	沖野前とか中、
0:17:50	野間算出というところで、
0:17:54	LBBを適用して荷重を算出しているということかなと思っております。
0:18:02	規制庁鈴木です。
0:18:05	どこん十七条のどの号のどの項で、LBBを適用した荷重を使った評価 をするかってところは理解したんですけど。
0:18:16	一方でし、そこで考慮してるから十四条の要求としてLBBがあつて、
0:18:23	LBBの説明書がついてますつていう話にはならない気がしたんですけど。
0:18:43	四国電力の木村です。先ほど説明させていただいた通り、運転上と3と 4において、強度が保たれるというところ。
0:18:55	17条の規定に規定されておまして、その際の荷重、
0:19:03	の算出にL/Dの企画を、
0:19:07	使用しているので、
0:19:09	17条の説明の、
0:19:11	中で、
0:19:13	この企画を増し、使用しているのという整理かなというふうに考えてござ います。
0:19:24	原子力規制庁の畠山です。資料6-2の75、ちょっと一度見ていただき たいんですけども、
0:19:31	ハラの供用状態C及び供用状態Dのところ、
0:19:36	2行目からですね。
0:19:38	ここで、
0:19:39	4、
0:19:41	一、一次冷却材喪失事故の事象については、日本電気協会、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:47	946131998 に基づき破断前漏えい概念を適用すると言っていて、
0:19:56	LBBを適用しているのは、この
0:19:59	4 のAの 1 次冷却材喪失事項だけ。
0:20:03	なんじゃないのかなと思うんですけども、先ほどご説明の中で、運転状態さんを含むと。
0:20:09	いうおっしゃってたところと、ちょっとここの説明が、
0:20:12	そぐわないかなと。
0:20:14	加えて、
0:20:16	二つ多くのページですかね。
0:20:17	資料 6-2-77、行ってもらったときの、
0:20:21	強度評価の取り扱いの表ですね、これにおいても、条約 4613 に基づき行ったことは、
0:20:29	4-3 にしか注記を打たれておりませんので、その御説明もう一度よろしいですか。17 条の、
0:20:37	8 号の、
0:20:39	にしか該当しないんじゃないかなと思ったんですけども、ちょっとそのご説明をもう一度お願いします。
0:21:07	すごく電力の木村です。
0:21:10	あと先ほどご説明いただいた通り
0:21:14	適用しているのは、運転状態 4、
0:21:17	一次冷却材喪失事故の事故事象というところがございますので、
0:21:23	当然こちらの、こちらで先ほど
0:21:29	8 号のA棟、
0:21:32	箱のところも、適用してるという説明をちょっとしてしまいましたがと。
0:21:37	4 に対して適用しているというところですので、2 項、2、
0:21:43	2 項に対する適用になるのかなというふうに考えます。
0:22:28	原子炉規制庁畠山です。続けて確認ですけども、10、尺 4613 は、
0:22:36	17 条の 8 号のハ以外で用いている。
0:22:42	条文はあるかどうかご説明いただきたいんですけども。
0:22:46	はいじゃなくていいですね失礼しました。
0:22:49	十四条ハーモニーですね。
0:22:51	次のニーズにはい。失礼しました。
0:22:54	他の条文ではどのように用いているか、ご説明いただけますか。
0:23:20	四国電力の木村です。L/Dの規格の適用については先ほど内海 37 条と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:27	衛藤都丸原子炉冷却材圧力バウンダリの適合性の説明に使用しているもので、それ以外については適用していないものと考えます。
0:23:37	議事録規制庁ハタケヤマです。15条の4項はいかがでしょうか。
0:24:20	四国電力のキムラちょっとお時間いただきます。
0:24:23	お願いします。
0:25:53	四国電力の木村です。
0:25:55	今回の届け出範囲の配管につきましては、
0:26:00	先ほどの、
0:26:03	15条の4項、
0:26:08	適用条文になりますけれども、設置場所等にも変更するものではなくて、
0:26:15	蒸気タービンとかポンプ損壊に伴う飛散物の損傷防止については、
0:26:21	これも変更するものではないというところで、この規格を用いて、評価を行ってはいないというところですのでこのせ、今回の届け出におけるこの
0:26:33	15条4項の説明には使用していないのかなというふうに考えております。
0:27:24	石津規制庁タカハシ少々お待ちください。
0:28:00	原子炉規制庁畠山です。まずご説明は承知しました。今回、適用ちょっとお待ちください。
0:28:23	原子炉規制庁、中込でちょっと確認させていただきたいんですけども、今回
0:28:30	10、
0:28:32	5条4項のところ、
0:28:37	配管の損壊に伴う飛散物に損傷を受け、安全性を損なうものが想定されるものについては、防護措置の設置その他損傷防止を講じなければならないという情報に対して、
0:28:49	4日以上、今回配管ってありましたよね。で、
0:28:54	それって一、ここの条文の適用で受けないんですけど。
0:29:05	それと2と4ビジョンで、パイプ、
0:29:09	パイプなんて、
0:29:12	うん。
0:29:13	パイプホイップ対策dされるんですけど。
0:29:35	四国電力の期末ここその41以上の配管に対して
0:29:41	加害者にならないような、ます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:45	先ほどのポイプレストレイントの設置をするのかというご質問でしょうか。
0:29:53	はい。その検討されるかどうかというところです。
0:29:58	もし、5、4 日以上では一風つけるかつけないかっていうところも検討されるとしたらそれは弱 4613 に基づいて検討されるのかなと思うんですけども。
0:30:09	何かあってるかどうかちょっと確認をしたいんですけども。
0:30:58	これ 19 まで少しお時間いただきます。
0:31:00	水野規制庁ハタケヤマですはい、お願いします。
0:33:59	四国電力の木村です。
0:34:02	今回、4、
0:34:05	今回の 20 条の管台、
0:34:11	というところだと、
0:34:18	資料 6 の別添の、
0:34:23	7 の中で逃がし弁を、
0:34:28	管台のところの
0:34:31	評価を行っておりまして、この中で、配管破損反力を
0:34:39	算出しているというところになります。で、この
0:34:44	算出したのは 3 反力を、
0:34:50	共同計算の中で考慮した上で、
0:34:54	破断しないというところの評価を行う。
0:34:58	行ってと。
0:35:01	なんでハラは考慮しないというところの評価になろうかと思しますので、
0:35:09	この 4613 は直接、
0:35:13	江藤SEとつけるかどうかというところの設計には適用していないのかなというふうに考えます。
0:35:47	原子炉規制庁竹山です町長お待ちください。
0:36:33	伊勢技師長規制庁竹山です。
0:36:36	よろしければ新規制の時の添付資料の 9 って今見られますか。
0:36:52	四国電力豊岡でございます。少々お待ちいただけますか、はい、お願いします。
0:40:04	四国電力の木村です。
0:40:07	再稼働時の当店添付資料の 9 をこちらでも確認をしました。で、
0:40:14	こちらについては、再稼働の際に、原子炉冷却材圧力バウンダリの拡大

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:40:26	余熱除去システムの第2弁までが、拡大範囲に入ったというところで、その
0:40:34	評価を行う際に、弱音613を
0:40:42	に基づき配管破損の想定を
0:40:46	行ったというところで、
0:40:52	なぜ、
0:40:54	最初の時の届け出の藤氏、石井さんの範囲に対して適用しているというところかなと思っております。
0:41:02	ですので今回、
0:41:04	の、
0:41:06	届け出範囲に、
0:41:09	つきましては、当間助役4613を使っていないというところになるのかなというふうに考えます。
0:41:25	石津規制庁武村社長お待ちください。
0:42:19	ニシウチハタケヤマです。ちょっと先にお話いただいたように思いますけれども、
0:42:25	ちょっと改めて確認です。
0:42:29	開いていただいたその説明書の中で高圧が高温高圧の流体を内包する原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する主改版、
0:42:39	というふうなところが記載があるかと思えますけれども、内部発生エネルギーの高い流体を内蔵する配管というのは、
0:42:46	今回の配管は該当するかしらないかという、該当するんですかね。
0:43:05	四国電力の木村です。エネルギーの高い流体を内蔵する配管には該当するかと思ってます。
0:43:13	はい。
0:43:14	その上で、15、
0:43:17	条4項に適用させないのは、適用にならないのは、
0:43:22	理由としてはどういう理由でしょうか。もう一度お願いします。
0:43:42	被告電力の木村です。
0:43:45	このエネルギーの高い流体を内蔵する配管には該当するというところですけれども、
0:43:52	15条4項の破損防止に対する、
0:43:57	今回の届け出、
0:44:01	に係る説明としましては、
0:44:07	先ほど申し上げた通り、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:10	設置場所等の変更はなく、
0:44:16	状態ポンプ等の損壊に伴う飛散物による損傷防止法を変更するものではないというところで、
0:44:23	考慮不要であるというところの説明をもって、15条の4項に対する説明としておりますのでこの中では、
0:44:33	この4613はす。
0:44:37	使用していないというところですので、今回の届け出に対してというところであれば、
0:44:43	使用はしていないという整理になるのかなというふうに思ってます。
0:44:51	原子力町長の常盤です。御説明としては、
0:44:55	新規制へと、
0:44:57	うん。従前により評価していた内容に対して、今回の鳥飼において、
0:45:06	新たに、
0:45:08	その消防施策を講じるものではなく、従前のままの対策を行うことから、適用ではない。
0:45:15	とご説明いただいたってことですかね。
0:45:20	ご認識の通りです。
0:45:33	原子力では滝山です。その御説明は、
0:45:40	例えば1045条の中でいうと、
0:45:45	10、
0:45:49	ちょっと一旦整理させて、ちょっとお待ちください。
0:45:53	申請書では今、その旨はどこに書いてあるんでしたっけ。衛藤健全性の。
0:46:03	四国電力の三村です。健全性の資料4の悪影響の資料4-2の悪影響の防止というところの中で、
0:46:14	先ほどご説明した飛散物による損傷防護
0:46:18	に関する記載を記載してございます。
0:46:22	はい。届け出範囲の配管の設置場所に変更なく、
0:46:28	ゴール不要である。
0:46:30	配管の設置場所に変更はなくておっしゃっているのは、
0:46:35	SE。
0:46:39	水ポンプの。
0:46:42	ループCのところは、
0:46:45	変更はあったかと思えますけど、その兼ね合いでいうと、
0:46:49	どういう御説明になるんだっけこれは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:57	四国電力の木村です。この設置場所というところは今回の配管で言いますと
0:47:04	ループ室、一次系、伴式のバウンダリが入っているループ数野中というその場所には変更はないということですので、そういう意図で記載しているものです。
0:47:25	趣旨は承知しました。ちょっとお待ちいただければと思います。
0:47:59	原子炉規制庁畠山です。サトウちょっとすみません、これはヒアリングの場で1回目に聞いた。
0:48:07	ものをちょっと繰り返して確認する内容かもしれないのでちょっと恐縮なんですけども、
0:48:13	今回、配管の、そのループのCのところ、ルート変更されるかと思えますけどもこのルート変更される理由というのは、
0:48:23	現状ルートだと弁の分解点検をするのに燃料の取り出しが必要となるっていうご回答を何か以前いただいたかなと思うんですけども。
0:48:32	これで、そもそも何そういうふうなやり方をとらなきゃいけないのかっていうとその配管ルートを、
0:48:39	現状のままだと、水を、
0:48:43	今の
0:48:44	配管の
0:48:46	取合いというか
0:48:49	配管があるところのエレベーションまで水位を下げなきゃいけない、そうなるとその、
0:48:54	燃料が露出してしまうので、燃料取り出さなきゃいけなくなる。ただ、配管を少し上に上げることによって、
0:49:05	量を露出してしまうようなところまで水位を下げるようなことを、
0:49:10	なくすっていう説明でしたっけちょっと振り返りで申し訳ないんですけども、改めて確認させてください。
0:49:19	四国電力の木村です小西さんもほぼ認識の通りですが、燃料装荷して以降は、燃料の冷却、
0:49:31	というところで余熱除去システムを用いて、
0:49:37	1 冷却、
0:49:38	在中の水を循環させて冷却を行いながら、
0:49:43	燃料装荷以降を進めていくということになるんですけども、
0:49:49	現状の取りかえ前の配管ルートですと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:56	松井をかなり下げないといけないというところで一次冷却材区間から、援助系統というのを取水して、末それを冷却して戻すことで
0:50:09	都市の冷却を行う、行っておりますけれどもそういう、
0:50:12	その炉心の冷却っていうのが、できない水位まで下げないと、
0:50:19	いけないという状況になりますので、
0:50:24	現状の配管ですと衛藤。
0:50:27	燃料の取り出しをしないと、の点検ができないということになっておりますで今回取りかえ後の配管で一部、
0:50:35	配管を立ち上げるというところで、立ち上げた部分より、
0:50:43	より少し下の水まで下げれば、燃料の冷却をしながら、
0:50:50	弁の分解点検ができるような、構成になりますのでそういう、
0:50:56	ところでルートを変更するというものでございます。
0:51:02	はい。ルートの変更について。ありがとうございますご説明ありがとうございました。承知しました。
0:51:13	少々お待ちいただければと思います。
0:52:24	原子炉規制庁秋山です。ちょっと1個話戻って恐縮ですけども、先ほどお話しした
0:52:31	15条4項の話を確認させていただきます。15条4項について、
0:52:39	いただいている補足説明資料、
0:52:45	の16ページ。
0:52:50	条文整理表、これ後日修正いただくことになるかと思っておりますけども、
0:52:55	先ほどの要目表等で、メインに適用条文、
0:53:00	かどうかというのが審査対象条文かどうか、或いは内容に関係しないということは自明であることがいえるというところで整理をされるってことをおっしゃってたように思いますが、
0:53:13	今回の15条4項は、どういう整理になるんでしょうか。
0:53:32	中国電力の木村です。こちらの整理をですと、審査対象条文の方に、
0:53:38	審査対象条文とした上で、先ほどの健全性の説明書の中で、
0:53:44	説明を行っているというものでございます。
0:54:08	原子炉規制庁立山です。審査対象条文と整理した上で、審査衛藤説明書の中では考慮不要という結論に至ってるかと思っておりますけど、この考慮不良っていうのは、
0:54:21	ちょっとどういう趣旨でしょうか、もう一度ご説明お願いします。
0:54:45	四国電力の木村です。この考慮不要というところはそのまま、
0:54:50	この評価に影響を与えるような、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:55	変更ではないというところで、衛藤。
0:54:58	考慮不要、新たに今回の届け出の中で、考慮する、するものはないというところで考慮不要であるというような記載にさせていただきます。
0:55:32	原子炉規制庁畠山です。趣旨としては、何らかしらの既工認の前提条件と同じという趣旨。
0:55:41	いいすかね。
0:55:43	今お話されてるのはこの考慮不要の意図するところは、
0:55:53	四国電力の木村です。おっしゃる通り当間加古の後任の評価、
0:56:01	に
0:56:03	に対しては新たに考慮するものはないっていうところの記載。
0:56:09	そしてゴルフであるというふうに記載しております。竹山です。趣旨は理解したんですけども、
0:56:18	例えば上の条文とかでも、平成 3、
0:56:24	何年何月何日付何号で認可された工事計画というふうな形で、他の条文とかも、
0:56:32	見ていただくと、そういうふうに説明をされている例って、ただあるかなと思うんですけども。
0:56:38	ここ、
0:56:40	要は、既工認であればその既工認から変更ないとされる場合と考慮不要っていうのと、何か
0:56:47	趣旨は同じだと理解したんですけども、表現は何か意図と違うように聞こえてしまうんですけども、その書き分けはどのようにされておりますか。
0:56:57	同じであればそのように各何年何月のオウジケイから変更ないと書かれる。
0:57:03	内容なのかなと思うんですけどもそこもご説明いただければと思います。
0:57:11	僕電力のキムラ少しお時間いただければと思います。
1:00:08	四国電力の木村です。先ほどのご指摘いただいたところの記載につきましては、
1:00:15	少し適正化ができないかというところの、ちょっと検討のお時間をいただければと思っておりますが可能でしょうか。
1:00:28	それは、議事録社長徳山です。
1:00:31	本日のこのヒアリングの中でってことですかそれとも別の、
1:00:36	タイミングですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:39	四国電力のキムラちょっと別のタイミングでお願いできればと思ってます。
1:00:50	ちょっと、
1:00:53	とりあえず、他の確認事項も残ってるかと思うので、それを踏まえて、後で最後スケジュール等確認できればと思います。今の話については、
1:01:06	今健全性入っているの、健全性ですか。
1:01:14	衛藤。ちょっと今牽制開いていただいているかと思えますけども、この健全性の説明書で今回ご説明されているこの基本方針、
1:01:24	について確認をしたいんですけども。
1:01:27	この基本方針と新規制においては
1:01:32	各設備ではなくてそのすべての安全設備、重大事故。
1:01:38	強盗等の
1:01:41	カクウ
1:01:43	条項等において、
1:01:46	多重性だって多様性位置的分散とかそういうふうな項目を、大枠で記載をした上で、
1:01:53	参考で、
1:01:57	各施設ごとですかね。
1:02:00	に対しての、
1:02:04	健全性の説明というふうな構成をなさっていたかなと。
1:02:09	思いますけれども、今回その基本方針の時点で、届け出範囲、
1:02:16	今回元例ですね、限ってのご説明をされてるんですけども、
1:02:21	何か新規性と方針が何か、ちょっとお待ちいただいていいですか。はい。
1:02:36	届け出は、
1:02:38	お願いします。
1:02:42	規制庁鈴木です。
1:02:46	健全性の説明しん所、資料4ですけど、
1:02:51	基本方針の頭書きのところで、
1:02:55	基本方針は届け出範囲における安全設備、
1:03:01	SA、うんちやらかんちやら、
1:03:04	について以下の4項目に分けて説明するというふうに、
1:03:09	書いてあるんですけど。
1:03:13	そこの今いきなり書いてある届け出範囲における安全設備って言うてるにもかかわらず、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:20	移行なんか見ると、
1:03:22	新規制のときの、
1:03:25	主語をそのまま残して、何か該当するのかわからないのかわからないところだけ、
1:03:32	ピックアップされて、
1:03:33	何か書かれてるんですけど相はずも合っていないので、
1:03:38	何が道外、届け出範囲なのかよくわからない。
1:03:42	ですね。
1:03:44	一方で、
1:03:45	そもそもさっき畠山が言ったように基本方針って、この間
1:03:54	柱書の十四条 15 条 54 個、54 条、
1:03:59	のところで、除くという以外のところは全部書きますというふうに言っているんで、
1:04:05	そこに限定された。
1:04:09	かもしれないけれども、基本は十四条 15 条。
1:04:13	54 条。
1:04:15	として、基本方針がうたわれる。
1:04:19	のかなというふうに、
1:04:21	概要を読む限りはそう読めるんですけど、いきなり基本方針になった途端に、
1:04:26	14 条 15 条 50 条の話ではなくて届け出範囲の、
1:04:31	設備の話ですっていうふうに、何かいきなり書いてあるので、
1:04:36	何か、
1:04:37	ちょっとちぐはぐで、
1:04:41	結局、
1:04:43	14 と 15 条 54 条の話じゃなくて、届け出設備の範囲について、
1:04:48	何か説明をしようとしてるように見えるんですけども。
1:04:53	まずそこが何か、説明資料としては、話が繋がっていないし基本方針のところは、何が主語なのかわからない。
1:05:02	先ほど畠山が言ったように別に基本方針は、14 条 15 条 54 条の部分について、
1:05:10	かき回すというのであれば、例えば、今回は常設しかないんで、伴SEは、
1:05:16	だけ除きましたとか、そういうふうに、
1:05:19	していただいて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:21	3章の、
1:05:22	系統ごとの
1:05:24	設計上の配慮のところ、
1:05:27	届け出範囲についてはこれこれよってというふうに、
1:05:30	新規制のときの書き方の中で、届け出範囲に関わるのところだけ、
1:05:36	ピックアップして書いといて、
1:05:38	いただければ違いはないんだなというふうに、
1:05:41	理解できるんですけども、ちょっとまず、現状の記載では、
1:05:47	そもそも新規性と同じことが書いてある書いてないかもちょっとよくわからないので、まず、そこんところをこの、
1:05:54	基本健全性の説明書の書き方とずっとして、どういうふうにしてしようとしているのか、まずそこを説明していただけますか。
1:06:25	四国電力の木村です。資料4-1の外1ポツの概要のところ、
1:06:33	に最初の方に条文をちょっと記載させていただいて、
1:06:37	これら、
1:06:39	に基づき、
1:06:40	届け出範囲の配管弁における安全設備、
1:06:45	等に
1:06:49	使用される条件のもとにおける健全性について説明するものであるというところを、まず最初に記載しております、
1:06:59	ですので資料4-1の中では今回の届け出、
1:07:05	AIのものについて、その健全性を説明しているという、
1:07:11	この補江藤趣旨でこちらの資料は、
1:07:15	江藤作成しております。
1:07:19	成長する趣旨はわかるんですけど14条15条50条への適合の、
1:07:25	話を確認するにおいて14と15条50条においては、
1:07:29	届け出範囲の配管とか電話っていうことではなくって、
1:07:35	当案54条で言えば安全設備であり、15条であれば、
1:07:41	DB施設であって50条であれば衛生施設であるという仕事としてしか書いてないはずなので、
1:07:48	それを届け出範囲に限定して、
1:07:51	変えていきますと言った時点で、その、
1:07:55	定義のところをしっかり書いていただかないと、我々、
1:07:59	届け出範囲の配管について、何で見たらどの主語で見たらいいのかってのがちょっとよくわからないんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:08:20	四国電力の木村です。
1:08:24	出資は例えば、
1:08:30	44-1 の 2.1 の多重性多様性というところの、衛藤、重要施設はというふうに、
1:08:39	書いているところのこの重要施設はっていうところが、
1:08:45	何をどこまで含んでるかというところが書けてない。
1:08:49	というご指摘でしょうか。
1:08:54	かけてないというかまずそもそも重要施設はってどこにも、
1:08:58	定義されてないので、
1:09:01	多重性多様性位置的分散関係ないのかなって思っちゃったんですよ。
1:09:07	届け出範囲における安全設備っていうところで、
1:09:12	重要施設が、
1:09:14	あるということで、
1:09:16	何か書かれているということであれば、
1:09:19	設置許可基準規則において定める重要施設の定義、要するにこれは設置化基準規則の 12 条だと思いますけど、
1:09:28	その適合性も含めた上で、
1:09:32	健全性の説明資料として、
1:09:36	設計方針をまとめますっていうふうに申請の時には書いてあるんですけども、今回はそこを全部あっさり。
1:09:43	削っちゃってるので、
1:09:44	じゃあ事業施設って何ですかってわかんないんですよね。
1:09:48	届け出範囲の配管弁は関係あるのかどうかもよくわからない。
1:10:40	四国電力の見学者お時間いただきます。
1:13:55	電力の木村です。とおっしゃっていただいた通り
1:14:00	重要施設というところの定義がちょっと書けてない。
1:14:05	どうかなというところで衛藤。
1:14:08	イシカワの設置許可基準規則の 12 条の中の、
1:14:12	安全機能を有する系統のうち安全機能の重要度が高い安全機能を有するものというところを指すものとして重要施設というところを使って、
1:14:21	おりましてちょっとそこは書けていないのかなというところですのでそちらについては、
1:14:27	定義を書かせていただくこととしたいかと思います。
1:14:33	規制庁鈴木ですそうやって一点ずつ、今の記載を、
1:14:38	正確に正していく作業をするのであれば

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:43	10ヶ所ぐらい、確認をしたいと思いますので、それを続けてやっていきますか。
1:14:52	よろしくお願いいたします。
1:15:00	四国電力起きます後少々お待ちください。
1:15:29	四国電力が来ます。すいません。
1:15:32	先ほど内おっしゃっていただいたところの衛藤。
1:15:37	あととしましても再稼働で説明したもののうち、ここ、こういうところは、衛藤。
1:15:44	除きますっていうところ。
1:15:47	大江当間記載するような方向。
1:15:50	記載を
1:15:54	適正化
1:15:58	数の方向というそういうそういう衛藤。
1:16:03	コメントでしょうか。
1:16:07	規制庁鈴木です。どういうふうに修正してくださいと言ってるわけではなくって、我々としては、
1:16:15	非常にわかりやすい理解としてはまず、
1:16:18	概要の最初のところで14、今回の届け出範囲に関わってくる、
1:16:24	審査条文として十四条と15条。
1:16:28	のうち、1項と3項除きます。
1:16:32	54条では、2項1号は除きます3項除きますと書いてあってそれ以外については、
1:16:42	適用条文であり審査条文であるというふうに一度ご説明をいただいたので、そこについては、
1:16:49	該当して、すべて基本的に書かれるのかなというふうに思っているんですけども、一方で、
1:16:57	同じことを、
1:17:00	一生懸命繰り返す必要は何もなくて、
1:17:03	基本設計方針だって変更してないし、
1:17:07	健全性の説明書で言っている基本方針でこれ、
1:17:11	基本設計方針を具体的に書いただけなので、何ら変わることはない。
1:17:18	基本方針書かなければ、ここも変わることはないと思っていて、
1:17:23	なので、
1:17:24	金狩野。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:26	ここの部分ここの部分ここの部分だけ、
1:17:29	該当して、それは園木梨花とおんなじ。
1:17:34	理解であれば、
1:17:36	あそうですかってだけなんですね。
1:17:40	言ってる意味わかります。
1:17:48	中国電力の木村です。
1:17:52	今回再稼働で
1:17:55	説明をすでにしたものから、
1:17:59	変更はないということからいるところですので、
1:18:09	今回の届け出対象の設備が、衛藤。
1:18:12	どれに該当するかというところでそれはもう、説明済みで説明済みの方針と変わりませんというところを、
1:18:20	等、御説明を示しするような方ちい
1:18:28	の、
1:18:29	が説明としては、よりわかりやすいかとそういう出資でしょうか。
1:18:36	基本方針として、よりわかりやすいというか、今の記載で私はたちはわからないので、
1:18:43	そういうふう書いてあれば納得ですよ理解はできますよって言うだけで、そういうふう書いて言ってるわけじゃなくて、
1:18:51	それぞれ個別に1個ずつ変えていきたいっていうんだったら、1個ずつちゃんと適切に書いていただければ結構ですし、そこをお任せします。
1:19:02	全社でやっても公社でやっても構わない。
1:19:05	ただ、
1:19:06	書いてある内容は、
1:19:08	少なくとも新規制だとか、既認可と、
1:19:13	変わらない。
1:19:14	はずですよ。まずは、そこはよろしいですよ。
1:19:21	ここに7の通りです。はい。変わらないということが書いてあればそれでも我々は納得できるよと言っているだけですので、
1:19:30	一方で、3章の、
1:19:34	系統施設ごとの設計上の考慮っていう、
1:19:39	ところについても、
1:19:41	特段変わることはないのかなあ。
1:19:44	て思っていて、そこはなんか届け出範囲なんで一生懸命、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:50	個別事項として書いていきたいですっていうんだったら別にそれはいとわなないですし、いや、新規制のときと、そこんところは変わりません。届け出範囲の、
1:20:00	こことこことこです。そこは新新規制或いは既認可と同じですって書いてあれば、それで納得しちゃうんですけど。
1:20:11	要するに我々が納得したいのは新規制と、とか既認可と同じであるということが、
1:20:18	読めればいいと。
1:20:28	四国電力の木村ですけど系統施設ごとの設計としましても今回それを変えるものではありませんので、江藤阿曾そういうのを説明できるような形で記載を検討させていただこうと思います。
1:20:44	以上スズキです。
1:20:46	何か追加。
1:20:49	健全性については特段今の鈴木さんからご指摘、お話以上はありませんで、
1:20:57	今の確認をもって、規制庁からの確認はすべてかなと思ってます。よろしいです。
1:21:06	よろしいですかね。はい。
1:21:09	ですので、まずはちょっと振り返りとして、
1:21:14	今、
1:21:15	今日、すべての確認事項ですね、を一旦振り返った上で、スケジュールのご説明いただければと思いますが、まずはちょっと、今回の指摘キーを振り返りとして、
1:21:27	例えばホワイトボードでメモをしているようなホワイトボード共有いただいて読み上げる、或いは単に読み上げるだけでも結構ですので、ちょっとご説明いただけますか。
1:21:53	四国電力富岡でございます。そしたらホワイトボードを記載しておりますので読み上げをさせていただきます。
1:22:01	まず1点目ですが、補足説明資料のP13の修正につきまして、同等材として従前使用していた集め材から、
1:22:11	本来の札、316 実在ですけれども、そちらにいわゆる戻すというふうな趣旨としての記載に修正をするというところが1点目でございます。
1:22:25	2点目に関しまして、補足、補足説明資料のP5056 ページのところでございますけれども、
1:22:35	現在の既工認におきましては、CP-100、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:41	を使用していないという旨を明記することをというところでございます。
1:22:48	3点目につきまして
1:22:50	AループCの圧損に関してですけれども、
1:22:55	ポンプの注入量に影響しないことについての説明を補足、補足説明資料に追記することをというところでございます。
1:23:08	4点目でございますけれども、補足説明資料のP16のところ、影響を及ぼさない、影響を及ぼさないことが明らかという表現のところでございますけれども、
1:23:22	要目表等から、そういったところが読めるという内容に記載を修正するところを、とさせていただきます。
1:23:38	5点目でございますけれども健全性の説明の資料に関しまして、
1:23:45	既認可を読み込む形で、
1:23:49	構成を検討するところ
1:23:53	進めていきたいと考えているところでございます。
1:23:57	またその際必要であれば、悪影響の防止について、考慮不要との記載を検討することも考えていきたいと考え、思っております。
1:24:10	直電力からは以上でございます。
1:24:13	原子炉規制庁畠山です。
1:24:19	配管
1:24:20	15条4項の観点、
1:24:23	今健全性の整理をなさると思いますので、その整理のサインに合わせて、どうされるのかというのを全体の方針に従ってやっていただければ、それで結構かなと思います。
1:24:38	追加ありますか。規制庁鈴木です。
1:24:42	健全性の説明書のところで、
1:24:46	だけじゃ94616で、
1:24:48	試算で読んでた。
1:24:50	どこどこだ。
1:24:52	悪影響防止、ごめんなさい、悪影響防止のところ、
1:24:56	考慮不要っていうところを、
1:25:00	どういうふうにかいてるところを、
1:25:02	検討されるということでしたけど、基本方針は変わらないと思ってるので、
1:25:07	今回の届け出範囲として、
1:25:10	系統ん所設計上の考慮事項として、今回はそこは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:15	関係ないよっていうところであれば基本方針ではないところで、ちゃんと説明をされた方が、
1:25:22	我々としてはわかりやすいのかなっていうふうには思います。ちょっとそこだけ言っておきます。
1:25:32	はい、承知いたしました。
1:25:38	他はよろしい。
1:25:42	あれば、
1:25:43	補足説明資料の修正ないし補正ノーご対応はあるかと思いますが、
1:25:53	届け出でございますが処理期限が確か 29 日。
1:25:59	30 日経過だったかと思えますんで、
1:26:03	それまでにこちらとしても確認をしなければ、延長の手続き等、ちょっと必要な措置を講じる必要性もありますので、
1:26:13	それを踏まえると
1:26:16	補正と補足説明資料等は、今週中にはいただきたいと考えております。
1:26:22	で、今週中に資料提出と、
1:26:28	し黒鉛力として可能かどうか、ちょっとスケジュール感のご説明いただければと。
1:27:31	四国電力の木村です。衛藤。
1:27:34	補正と補足説明資料は今週中に渡しできるようにいたします。その上で、そのお出したものに対して、
1:27:45	ヒアリング等へと来週、
1:27:54	原子力正常ハタケヤマです。ヒアリング等については、資料、ご提出まずやっていただいた上で、その中で、万が一必要であればこちらから確認への
1:28:08	お声掛けを東京支社を通じてさせていただきます。特段確認すべき点がないければ、
1:28:14	こちらとしても事務手続きに進むのかなと思います。
1:28:23	承知しました。そうしましたら金曜日の提出に向けて
1:28:27	作成させていただきます。
1:28:35	では、規制庁側から全体として何かございますか。関さん何かありますか。
1:28:41	はい。規制庁の関です。ちょっといろいろあるようにも、ごめんなさい。今日の残件もそれにあるようにも思いますけど、
1:28:52	運用ワー

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:56	私たち確認したいことはある程度スズキも明確に申し上げたとと思うので、そこにあうよ、
1:29:06	そこに合うような修正がきちんとされればいいかと思imasので、ちょっと確認してるせい程度がちょっと高い話ではないと思imasので、
1:29:16	そのところはちょっと今日の趣旨を踏まえてしっかり補正の方をしていただきたいと思imas。それで、基本的には今週末のその補正で綺麗。
1:29:28	特に補正のほうは補正で綺麗にもしできない場合は、
1:29:34	なかなかそのあと 30 日まで 29 日までに収めるということが、
1:29:41	事実上難しくなると思imasのでそういうことがないようにちょっと、
1:29:47	金融部までにしっかりと、
1:29:50	特に補正の方は、しっかりやっていただきたいというふうに考えています。
1:29:57	基本は 24 日までに全部きちんとそろえて出していただいて、21 日に最後私たちの方で確認していけないの確認をして、
1:30:08	よければ事務手続きに入るといことかと思っておりますので、
1:30:13	認識層がないかだけちょっと確認をさせていただきたいと思imas。いかがでしょうか。
1:30:22	四国電力瀧川でございます。はい。ご協議、ヒアリングでは、趣旨は理解しておりますので。はい。今度の金曜日の補正で、
1:30:34	きっちり反映したものを出して、
1:30:36	29 日、
1:30:38	の処分というか、そこまでやはり確実にできるようにしたいと思っております。よろしくお願imas。します。
1:30:44	はい。わかります規制庁ノザキわかりましたよろしくお願imas。します。私からは以上です。
1:30:50	その他原子炉規制庁側からよろしいですか。
1:30:53	はい。
1:30:54	四国電力側からは特段、よろしいですか。
1:30:58	はい。はい、結構でございます。はい。ありがとうございます。では本日のヒアリングについては終了させていただきます。ありがとうございます。
1:31:06	随分ありがとうございました。
1:31:08	はいありがとうございました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。